

香南市第5期障害福祉計画

平成30年3月

香南市

はじめに

今日の障害福祉を取り巻く環境は変化しており、平成 30 年度から改正される障害者総合支援法や児童福祉法では、「生活」と「就労」に対する支援をより一層充実させることを目標とした新サービスの創設や、多様な障害児支援のニーズに対応するために障害児福祉計画の策定が義務付けられるなど、障害のある方が地域で安心して生活できる社会の実現をめざしています。

本市では、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする「第 4 期障害福祉計画」において、『さらなる「安心」と「個人の尊厳」の確立』を基本目標に掲げ、各種施策を展開してまいりました。その中で、障害のある方の高齢化と重度化、介護する方の高齢化、親亡き後の問題、障害のある子どもへの支援ニーズの増加などへの対応がより一層求められております。

計画の見直しにあたっては、香南市障害者基本計画の「人にやさしく、充実した暮らしを共に支え合うまち こうなん」の基本理念や方向性を共有し、国の動向等を踏まえ、新たに「第 5 期障害福祉計画」を策定いたしました。

今後はこの計画をもとに、障害のある方々が充実した社会生活を営めるように、より市の実情にあったサービスの充実をめざすとともに、地域包括ケアシステムの構築により、障害の有無に関わらず、誰もが地域の中で自分らしく暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて支援していきます。

本計画を実現していくためには、市民の皆様をはじめ、事業者、行政、各種団体などが一丸となって連携・協働し、計画を推進していくことが重要であると考えていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました香南市障害福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様並びに関係団体の方々に、心から御礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

香南市長 清藤 真司

目次

第1章 計画の概要 -----	1
1 計画策定の背景と趣旨 -----	1
2 計画の位置づけ -----	5
3 計画の対象者 -----	6
4 計画の期間 -----	6
5 策定体制 -----	6
第2章 障害のある人を取り巻く現状 -----	7
1 人口・世帯について -----	7
2 障害のある人の状況 -----	8
3 第4期計画の取り組み -----	15
第3章 計画の基本方向 -----	18
1 計画のめざすもの -----	18
2 計画の推進に向けた4つのポイント -----	19
第4章 障害福祉サービスの推進 -----	21
1 第5期計画における成果目標 -----	21
2 障害福祉サービスの見込み量 -----	24
3 障害児通所支援事業等の見込み量 -----	32
4 地域生活支援事業の見込み量 -----	34
第5章 計画の推進体制 -----	45
資料編 -----	46
1 相談窓口 -----	46
2 香南市福祉避難所一覧 -----	52
3 県内就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター -----	53
4 アンケート調査結果の抜粋 -----	54
5 計画策定委員会名簿 -----	62
6 計画策定経過 -----	63

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 香南市の取り組み

香南市（以下「本市」という。）では、平成 18 年 3 月に「第 1 期障害福祉計画」を策定し、『安心』と『自立』を支える』を基本目標に掲げ、障害のある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その後も国の障害者施策の制度改革などを経ながら、平成 27 年 3 月に『さらなる「安心」と「個人の尊厳」の確立』をめざして、平成 27 年度～平成 29 年度を計画期間とする「香南市第 4 期障害福祉計画」を策定し、「①理解促進と普及啓発の充実」「②相談支援体制の充実」「③居住空間整備の推進」を重点取り組みに据えながら、障害福祉施策を推進してきました。

また、平成 29 年 3 月には市の障害者施策の基本的な事項を定める「香南市第 2 期障害者基本計画」を策定しています。

この度、「香南市第 4 期障害福祉計画」が計画期間終了を迎えることから、国の制度改正等や本市の障害のある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、「香南市第 5 期障害福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。なお、本計画では「香南市障害児福祉計画」も一体的に策定しています。

■障害者基本計画と障害（児）福祉計画との関連イメージ

障害者基本計画

障害者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障害のある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込み量等を定めた計画です。「障害福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

<策定する事項>

- 平成 32 年度における成果目標
 - ・福祉施設入所者の地域生活移行者数
 - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 など
- 障害（児）福祉サービス
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
 - ・見込み量確保のための方策
- 地域生活支援事業（必須事業、任意事業）
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
 - ・見込み量確保のための方策

(2) 障害福祉をめぐる国の動向

国では、平成 18 年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向け、障害者制度の集中的な改革を行うため、これまでに様々な国内法の整備が進められてきました。

平成 23 年の「障害者基本法」の大幅な改正により、障害者の定義が見直されたほか、平成 25 年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定や、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正など、共生社会の実現に向けた障害者（児）の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での障害者施策が推進されています。

さらには、「障害者基本計画（第3次）」（平成 25 年度～平成 29 年度）を策定し、共生社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加への支援の拡充などが示されています。

障害福祉サービスの分野では、平成 15 年 4 月からは従来の「措置制度」が「支援費制度」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになりました。しかし制度導入後に、サービス利用者の増大や障害種別間の格差など、新たな課題が生じたため、平成 18 年 4 月に「障害者自立支援法」が施行されました。

その後、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」へ改正され、障害者の範囲に難病などが追加されるなど、障害者（児）に対する支援の拡充などが行われました。

さらに、平成 30 年 4 月には「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、障害者の就労支援や地域で安心して生活できる社会の実現など、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が高まっています。

■障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 30 年 4 月施行）の改正ポイント

1. 障害者の望む地域生活の支援
 - (1) 自立生活援助の創設
 - (2) 就労定着支援の創設
 - (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
 - (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
 - (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
 - (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
 - (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
 - (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
 - (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

(3) 第5期計画における国の基本指針

国においては、第5期障害福祉計画の策定に向けて以下のように基本指針が見直されました。

1) 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。

3) 就労定着に向けた支援

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。

5) 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

6) 発達障害者支援の一層の充実

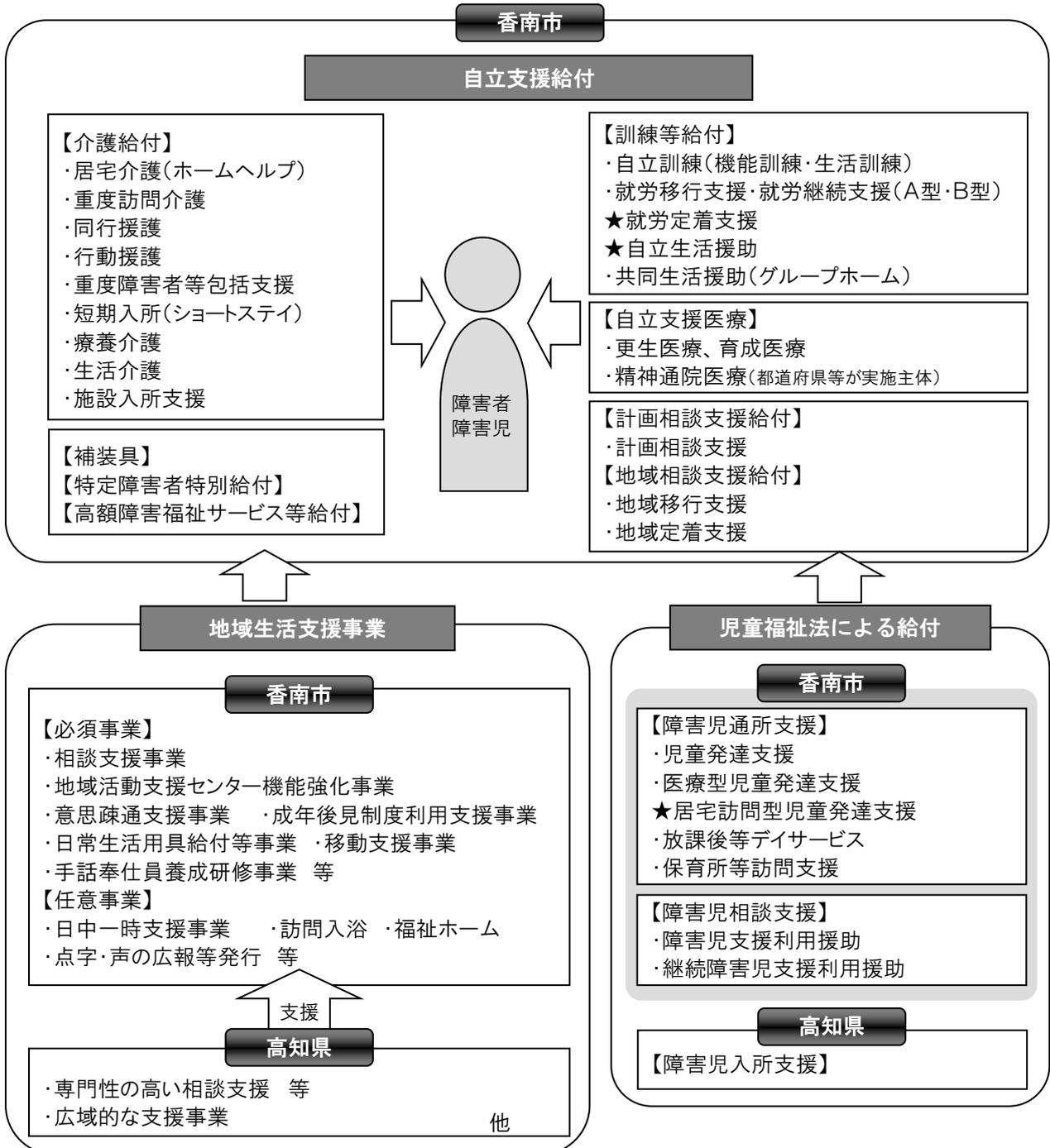
- ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。
- ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

(4) 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。これらに加え、児童福祉法に基づく障害児通所支援等サービスとの連携を図りながら提供しています。

また、平成30年度から「自立生活援助」「就労定着支援」「居宅訪問型児童発達支援」が新しく開始されます。

◆障害者総合支援法のサービス体系◆



★「自立生活援助」「就労定着支援」「居宅訪問型児童発達支援」は平成30年度より開始。

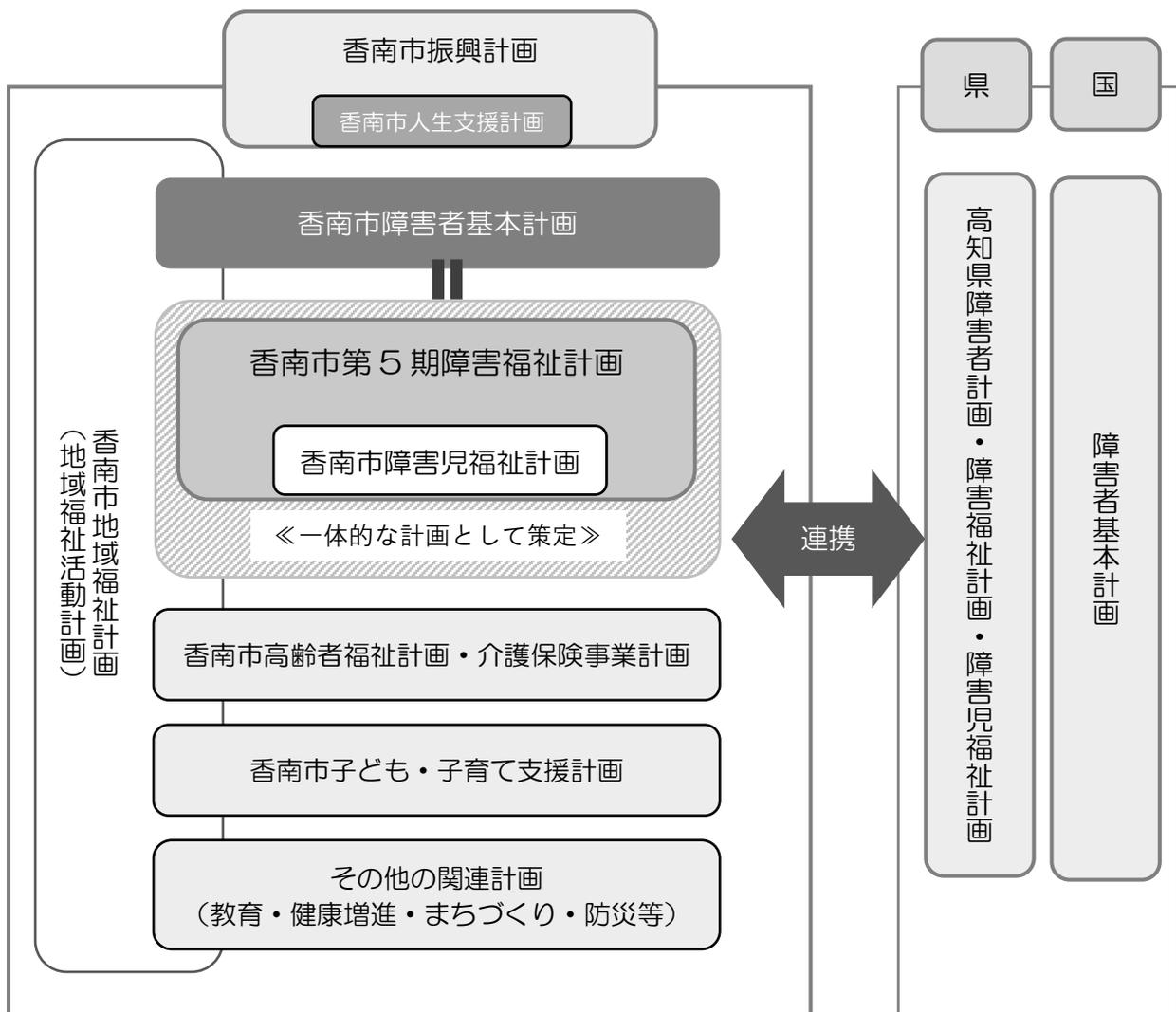
2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するもので、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業ならびに障害児通所支援、障害児相談支援等のサービスの必要量及び必要量確保のための方策を定める計画です。

(2) 各種計画との関係

本計画は、本市で策定している「香南市障害者基本計画」と相互性が保たれたものとし、上位計画である「香南市振興計画」「香南市地域福祉計画」をはじめ、本市の福祉関連計画（「香南市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「香南市子ども・子育て支援計画」等）、その他計画とも整合性を図ります。



3 計画の対象者

「障害者」とは、平成 23 年に改正された「障害者基本法」第 2 条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されているように、日常生活や社会生活で何らかの支援を必要とするすべての人のことを指しています。この定義をもって本計画の「障害者」としていません。また「障害児」とは、児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児をいいます。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度の 3 か年とします。ただし、今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度	
振興計画			第2次										
地域福祉計画			第2次										
障害者基本計画			第2期										
障害福祉計画 障害児福祉計画	第4期		第5期(今回策定) 障害児福祉計画				第6期			第7期			

5 策定体制

(1) 香南市障害福祉計画策定委員会における検討

障害者（児）団体関係者、社会福祉関係者、民生委員児童委員、学識経験者等で組織する「香南市障害福祉計画策定委員会」を設置し、障害のある人を取り巻く現状課題の計画への反映や、必要な障害福祉サービス等の見込み量について協議を行いました。

(2) 当事者・市民意見の反映方法

本計画は、平成 28 年 8 月に実施したアンケート調査をはじめとしたデータ及び高知県が実施した調査を活用し、計画策定の基礎資料としました。また、庁内関係課との調整や計画に対するパブリックコメントを実施し策定しました。

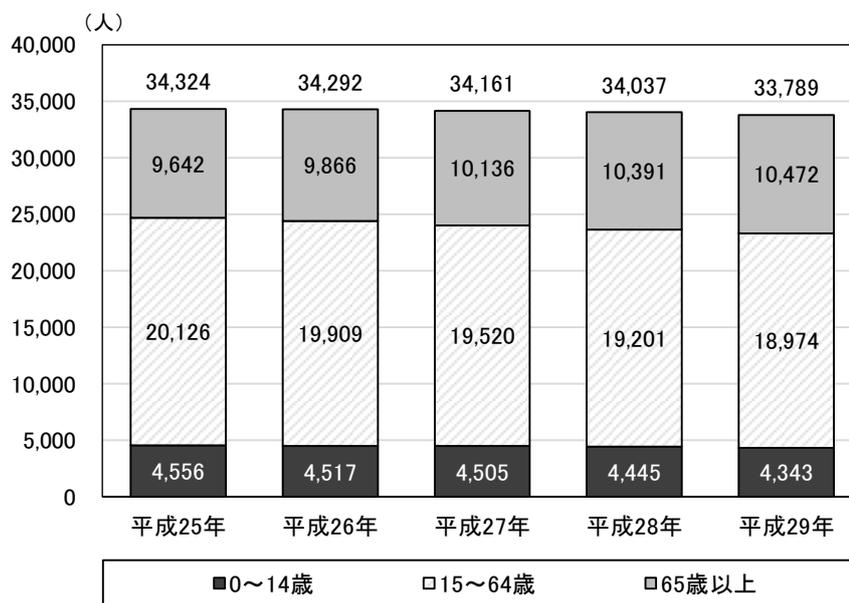
第2章 障害のある人を取り巻く現状

1 人口・世帯について

本市の総人口の推移をみると、年々減少しており、平成25年から平成29年では、535人の減少となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳、15～64歳の人口は減少している一方で、65歳以上の人口は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

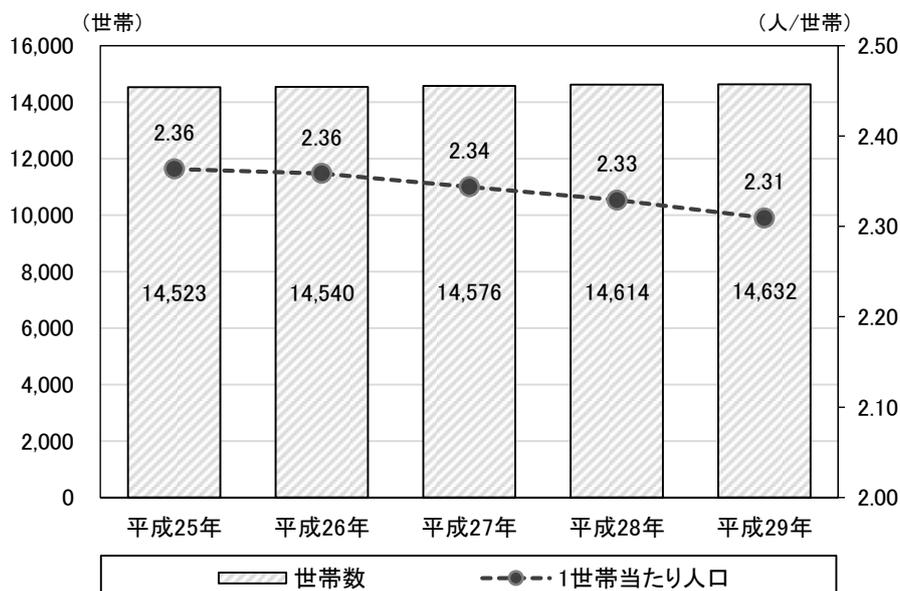
また、世帯数の推移をみると、僅かに増加傾向にあります。1世帯あたり人口は減少が続いており、核家族化の進行がうかがえます。

■総人口と年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日※H25のみ3月末）

■世帯数と1世帯あたり人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日※H25のみ3月末）

2 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者について

①身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、年度によって増減はあるものの、平成 28 年度では平成 24 年度から 77 人減少の 1,924 人となっています。

また、年齢別では「65 歳以上」が約 8 割を占めており、その割合も年々上昇していることから、手帳所持者の高齢化がうかがえます。等級別では「1 級」がもっとも多く、全体の約 3 割、障害部位別では「肢体不自由」がもっとも多く、全体の約 5 割を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	37	37	35	32	29
18 歳～64 歳	444	450	430	413	396
65 歳以上	1,520	1,452	1,494	1,464	1,499
合計	2,001	1,939	1,959	1,909	1,924

資料：香南市福祉事務所

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	591	568	585	562	574
2 級	313	293	287	269	264
3 級	328	321	325	320	326
4 級	552	552	555	553	550
5 級	114	103	107	105	106
6 級	103	102	100	100	104
合計	2,001	1,939	1,959	1,909	1,924

資料：香南市福祉事務所

■身体障害者手帳所持者数の推移（障害部位別）

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
視覚	127	119	114	107	109
聴覚・平衡機能	131	120	121	109	109
言語・聴覚	17	17	17	15	14
肢体不自由	1,038	1,011	1,013	981	981
内部障害	688	672	694	697	711
合計	2,001	1,939	1,959	1,909	1,924

資料：香南市福祉事務所

②療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、年々増加しており、平成 28 年度では平成 24 年度から 28 人増加の 275 人となっています。

また、年齢別では「18 歳～64 歳」がもっとも多く全体の約 7 割を占めています。「18 歳未満」「65 歳以上」では大きな増減はなく推移しており、「18 歳～64 歳」での増加が全体数の増加につながっているといえます。

等級別では B 2（軽度）がもっとも多くなっており、A 1（最重度）～B 1（中度）は横ばいで推移している一方で、B 2（軽度）では増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	50	50	51	51	54
18 歳～64 歳	169	175	179	184	188
65 歳以上	28	30	33	30	33
合計	247	255	263	265	275

資料：香南市福祉事務所

■療育手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A1(最重度)	42	43	43	45	47
A2(重度)	54	55	55	50	51
B1(中度)	73	74	76	77	77
B2(軽度)	78	83	89	93	100
合計	247	255	263	265	275

資料：香南市福祉事務所

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成 28 年度では平成 24 年度から 55 人増加の 187 人となっています。

また、年齢別では「18 歳～64 歳」がもっとも多く、全体の約 8 割を占めており、平成 28 年度では平成 24 年度と比較すると 40 人増加しています。さらに平成 26 年度以降は、「18 歳未満」においても手帳所持者数が増加傾向にあります。

等級別では「2 級」がもっとも多くなっており、「3 級」においては、平成 28 年度では平成 24 年度の約 2 倍となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	0	0	1	3	4
18 歳～64 歳	107	111	119	138	147
65 歳以上	25	29	30	31	36
合計	132	140	150	172	187

資料：香南市福祉事務所

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	4	5	4	7	10
2 級	105	113	123	122	127
3 級	23	22	23	43	50
合計	132	140	150	172	187

資料：香南市福祉事務所

（2）自立支援医療費（精神通院医療）受給者について

自立支援医療費（精神通院医療）受給者数についてみると、年々増加傾向にあり、平成 28 年度では 398 人となっています。

精神障害者保健福祉手帳を所持していない人でも精神的な疾患を持つ人が手帳所持者の 2 倍以上となっています。

■自立支援医療費（精神通院医療）受給者数の推移

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
自立支援医療費(精神通院医療)受給者	341	337	387	396	398

資料：香南市福祉事務所

(3) 難病患者について

特定医療費（指定難病）の受給者数についてみると、年々増加傾向にあり、平成 28 年度では 307 人となっており、平成 24 年度から 69 人増加しています。

小児慢性特定疾病の受給者数についてみると、年度によって増減はありますが、平成 28 年度では 27 人となっています。

また、平成 27 年 1 月より対象疾病が拡大されたことにより、今後も受給者の増加が見込まれます。

■難病対策の医療費助成受給者数の推移

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
特定医療費(指定難病)	238	256	274	292	307
小児慢性特定疾病	34	32	32	25	27

資料：高知県健康対策課

(4) 障害支援（程度）区分認定者について

障害支援区分認定者数についてみると、65 歳到達により介護保険サービス移行者や障害支援区分の必要がないサービス利用者に対する適正評価を行ったことにより、障害支援区分認定者数は年々減少しています。平成 28 年度では 150 人と、平成 24 年度と比較すると 26 人減少しています。

また、区分別にみると、年度によって増減はありますが、平成 28 年度では「区分 4」がもっとも多くなっています。「区分 4」「区分 5」「区分 6」では、平成 24 年度と比較すると増加しています。

■障害支援区分認定者数（全体数）の推移

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
認定者数	176	163	155	155	150

資料：香南市福祉事務所

■障害支援区分認定審査会認定者数の推移（区分別）

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
区分 1	8	11	1	2	3
区分 2	9	11	5	6	7
区分 3	9	13	10	7	7
区分 4	3	13	6	2	16
区分 5	8	4	5	10	10
区分 6	9	3	9	8	11
合計	46	55	36	35	54

資料：香南市福祉事務所

※障害支援区分は、3年に1回の見直しであるため、上記の認定者数は、認定者全体の人数と一致していません。

また、18歳未満の障害児は、障害支援区分の認定は行わず、別の方法により支給決定されます。

※障害支援区分認定とは障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です。

(5) 障害児の状況について

①特別支援学級の在籍者数

小学校の総児童数は年々減少していますが、特別支援学級児童数は増加傾向にあり、平成 28 年度では 80 人が在籍しており、総児童数に対する割合は 4.5%となっています。

また、中学校の総生徒数は約 830 人から 870 人の間で推移し、特別支援学級の生徒数は、平成 28 年度では 27 人が在籍しており、総生徒数に対する割合は 3.2%となっています。

■香南市内小中学校の特別支援学級在籍者数（各年度 5 月 1 日現在）

単位：人、%

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校	総児童数	1,967	1,945	1,867	1,828	1,789
	特別支援学級児童数	41	49	45	64	80
	割合	2.1	2.5	2.4	3.5	4.5
中学校	総生徒数	838	806	869	854	831
	特別支援学級生徒数	18	17	27	23	27
	割合	2.1	2.1	3.1	2.7	3.2

資料：香南市教育委員会

②特別支援学校の在籍者数

平成 29 年 5 月 1 日現在の特別支援学校の在籍者数の合計は 28 人となっており、小学部に 11 人、中学部に 17 人となっています。

また、障害別では、知的障害が 24 人となっており、全体の 85%を占めています。

■香南市児童生徒の特別支援学校在籍者数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

単位：人

学校名		小学部	中学部	合計
山田養護学校	知的	9	15	24
若草養護学校本校	肢体	1	2	3
若草養護学校土佐希望の家分校	肢体	1	0	1
合計		11	17	28

資料：香南市教育委員会

(6) 障害者の就労状況について

①民間企業における障害者雇用の状況

民間企業における障害者雇用の状況についてみると、平成 28 年度の実雇用率は 3.13%となっており、前年度より 0.17 ポイント低下していますが、平成 24 年度と比較すると、0.13 ポイント上昇しています。

また平成 28 年度では、対象企業 10 社のうち、法定雇用率を達成している企業は 9 社 (90.0%) となっており、法定雇用率達成企業の割合は、全国や県と比較しても高くなっていますが、平成 30 年 4 月からは対象となる企業の拡大や法定雇用率の引き上げが予定されています。

■民間企業における障害者雇用率の推移

単位：人、%

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
基礎労働者数	1,961.0	2,063.0	2,028.5	1,928.5	1,872.0
うち障害者数	58.0	62.0	67.0	63.5	58.5
実雇用率	3.00	3.00	3.30	3.30	3.13

資料：高知公共職業安定所(香美出張所)

■民間企業における法定雇用率達成企業数の推移

単位：社、%

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対象企業	10	11	11	10	10
うち法定雇用率達成企業数	7	7	8	9	9
法定雇用率達成企業割合	70.0	63.6	72.7	90.0	90.0

資料：高知公共職業安定所(香美出張所)

■民間企業における障害者雇用の比較 (平成 28 年 6 月 1 日現在)

単位：人、%

区分	企業数	算定基礎労働者数	障害者の数			実雇用率	法定雇用率達成企業数	達成企業割合	未達成企業数	
			身体	知的	精神					
全国	89,359	24,650 千	474 千	328 千	105 千	35 千	1.92	43,569	48.8	45,790
高知県	479	78,000	1,719.0	1,015.5	491.0	212.5	2.20	299	62.4	180
ハローワーク香美管内	22	3,561.5	122.5	46.5	63.5	12.5	3.44	18	81.8	4
香南市	10	1,872.0	58.5	18.0	38.5	2.0	3.13	9	90.0	1

資料：【全国】平成 28 年障害者雇用状況の集計結果(厚労省)

【高知県】平成 28 年障害者雇用状況の集計結果(高知労働局)

【香美管内、香南市】高知労働局

②市役所等における障害者雇用の状況

平成 28 年 6 月現在、本市の 3 つの公的機関（香南市役所、香南市教育委員会、香南市消防署）で雇用されている障害者は、9.5 人となっており、そのうち身体障害者が 7.5 人、知的障害者が 2.0 人となっています。

なお、3 機関のうち 2 機関では法定雇用率を達成できていますが、1 機関で未達成となっています。

■市町村の機関における障害者雇用の比較（平成 28 年 6 月 1 日現在）

単位：人、%

区分	機関数	算定基礎労働者数	障害者の数			実雇用率	法定雇用率達成機関数	達成機関割合	未達成機関数	
			身体	知的	精神					
全国	2,333	1,087 千	26 千	24 千	699.0	1330.0	2.43	2,054	88.0	279
高知県	41	8,888.5	212.5	191.5	8.0	13.0	2.39	36	87.8	5
ハローワーク香美管内	4	857.5	19.0	16.0	2.0	1.0	2.22	3	75.0	1
香南市	3	464.0	9.5	7.5	2.0	0.0	2.05	2	66.7	1

資料：【全国】平成 28 年障害者雇用状況の集計結果（厚労省）

【高知県】平成 28 年障害者雇用状況の集計結果（高知労働局）

【香美管内、香南市】高知労働局

③平均工賃の状況

市内の就労支援事業所における平均工賃は、A 型・B 型共に平成 27 年度に上昇したものの、平成 28 年度には減少しており、県内の平均工賃よりも低い水準となっています。

■平均工賃の比較

		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		平均工賃（円）	事業所数（箇所）	平均工賃（円）	事業所数（箇所）	平均工賃（円）	事業所数（箇所）
A 型	高知県	73,470	21	76,642	22	82,426	23
	香南市	81,614	2	84,346	2	80,795	2
B 型	高知県	19,034	82	19,222	85	19,629	89
	香南市	17,064	3	20,233	3	19,101	3

資料：香南市福祉事務所

※労働者数の集計については、週の労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者を 0.5 カウント、週 30 時間以上の労働者を 1 カウントとして計算しています。

3 第4期計画の取り組み

第4期計画では下記の3つを重点取り組みに据え、計画を推進してきました。本計画の策定にあたり、第4期計画での取り組み状況を分析すると共に、各種調査から把握した本市の課題を整理しました。

《第4期計画での重点取り組み》

- ① 理解促進と普及啓発の充実 ② 相談支援体制の充実 ③ 居住空間整備の推進

① 理解促進と普及啓発の充実

第4期での取り組み・成果

理解促進研修・啓発事業の実施(地域生活支援事業)

- ・社会資源冊子(就労系サービス冊子:ざんじ、社会資源集:福来楽)を障害者自立支援協議会にて作成し、本人・家族、支援者や事業所などへ配布しました。障害福祉サービスの利用や内容に関する情報提供の充実が図られたことで、相談者本人がサービスを選択できるよう、情報入手のしやすさにつながりました。
- ・市広報誌での情報発信、発達障害理解パンフレットの配布、障害者週間や香南ふれあい祭りなどのイベントでの啓発、講演会の開催など、多様な媒体や機会を通じた普及啓発を行っており、障害や障害のある人に対する相互理解を促進し、共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

点字・声の広報等発行(地域生活支援事業)

- ・市広報を「声の広報」として、CD・デジター、テープを作成し、利用者が希望する媒体を選択できるようにして配布することで、障害のある人の情報保障に努めています。

権利擁護に関する研修会の実施

- ・障害者自立支援協議会(権利擁護部会)では、権利擁護等の観点から支援者や当事者を対象とした研修会を開催しています。

残された今後の課題

共に認め合う共生社会の促進

- ・様々な機会を通じて啓発を行うことで、市民だけでなく行政職員及び関係機関においても気づきや意識変化につながっています。障害者基本計画の基本目標にある、身近な地域で共に認め合い、支え合い、自立したなかで安心して暮らせるまちづくりの推進のため、今後も普及啓発の充実が必要です。

② 相談支援体制の充実

第4期での取り組み・成果

計画相談の実施(相談支援事業)

- ・障害福祉サービスの利用については、計画相談の導入が必須となっており、市内の相談支援事業所との計画的な導入調整を実施し、平成 30 年 3 月から全員の方がサービス等利用計画に沿ったサービスの利用ができる予定です。

意思疎通支援事業の活用(地域生活支援事業)

- ・要約筆記者・手話通訳者の派遣事業を行い、平成 27 年度は 4 人、平成 28 年度は 2 人の利用実績（実利用者）があり、病院受診やサービス相談などの場面で活用されています。

手話奉仕員養成研修事業の実施(地域生活支援事業)

- ・手話奉仕員養成研修事業を平成 27 年度より実施し、8 名の手話奉仕員の養成につながっています。また、平成 29 年度からは 3 市（香美市・南国市・香南市）での共同実施が実現しており、身近な支援者として、人材育成の輪が広がっています。

障害の早期発見・早期対応に向けた体制整備

- ・母子保健分野及び教育分野では、健診体制の充実や母子保健コーディネーターの配置、各相談事業等が実施され、早期発見・早期対応への体制整備と情報共有・連携が図られています。

関係機関の連携による相談支援体制の強化

- ・山田養護学校・土佐希望の家分校・若草養護学校の地域相談会及び進路相談に、地域活動支援センター「あけぼの」、障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」、福祉事務所が参加し、学校の協力のもと、本人・保護者との面談と今後の進路意向を一緒に検討する機会を確保できています。
- ・指定特定相談支援事業所との連絡会や障害者自立支援協議会（相談支援部会）を定期開催し、相談体制の充実を図りました。また、平成 29 年度より介護支援専門員連絡会に参画し、制度間の相互理解や連携体制の強化につなげています。
- ・各ライフステージでの支援の途切れから生じる課題や支援体制整備について、各行政機関と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を定期的に行う動きを始めています。

残された今後の課題

ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

- ・それぞれの機関にて支援の充実が図られている反面、子ども、障害者、高齢者といった縦割りによる支援では、制度の狭間にある人の支援等が途切れることで、問題が深刻化するケースがあるため、保健・医療・福祉・介護・教育等の連携体制の再構築が求められています。
- ・各支援機関で人材育成を実施していますが、人材不足の状態が続いています。専門的な人材育成はもちろんですが、本市では「親支援」やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実と、一貫した体制づくりの構築が必要です。

③ 居住空間整備の推進

第4期での取り組み・成果

利用者のニーズに応じたサービスの提供

- ・国の法制度改正に対応しながら、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、地域生活支援事業、相談支援等を実施し、サービス支給決定者の約9割が利用できています。
- ・障害福祉サービス（介護給付費）及び障害児通所給付費はこの3年間でほぼ見込み通り推移しており、必要な支援の提供ができています。

就労継続支援事業の需要の増加

- ・近隣で就労継続支援A型事業所が増えたこともあり、計画値を上回る実績となっています。就労継続支援A型、就労継続支援B型共に利用者は増加しており、障害のある人の就労の機会や生産活動の場の提供につながっています。

地域活動支援センター「あけぼの」での日中活動の場の提供

- ・地域活動支援センター「あけぼの」では、スポーツイベントや日中活動メニューの提供を実施しています。開所日平均約12人の利用があり、新規登録者数も増加しています。

移動支援による社会参加の促進

- ・移動支援事業の利用実績は年々増加しており、日常生活の買物や芸術鑑賞など幅広い場面で活用されていることから、ニーズの高さがうかがえます。
- ・香南市独自事業である医療機関送迎サービス事業や社会参加のための外出支援サービス事業の利用者は横ばいで推移していますが、利用件数は増加しています。各々の生活に応じた利用の仕方ができており、利用時間の拡大を図っています。

障害児の居場所づくり

- ・障害児長期休暇支援事業（香南市独自事業）を事業委託にて1箇所継続実施しています。その他、放課後等デイサービスや日中一時支援などと調整を図り、ニーズの高い障害児の居場所の確保に努めています。

残された今後の課題

地域包括ケアシステムの構築と連携の強化

- ・サービス（短期入所・施設入所・重度訪問介護）によっては、利用時に対応事業所数や満床等で利用しづらい状態が現在も続いています。また、高齢化や障害の重度化に対する将来の不安から施設入所への要望（不足分の解消）などがあがっていることから、今後も各ニーズに対応できるサービス供給体制及び社会資源の活用による支援体制の確保が必要です。

就労をはじめとする社会参加の促進

- ・就労支援に関する意見として、仕事の受け皿（雇用の場・職種）確保に対する意見が多くなっており、引き続き企業への周知活動や支援機関との連携により、一般就労の場の開拓を進めていくことが必要です。（平成28年度実施のアンケート調査）
- ・障害児の保護者の方は、友達との関係づくり、就労に向けた支援の充実を期待し、身近な地域でサポートが受けられる環境を望んでいます。（平成28年度実施のアンケート調査）

第3章 計画の基本方向

1 計画のめざすもの

<基本理念>

**人にやさしく、充実した暮らしを
共に支え合うまち こうなん**

本市では、平成28年3月に策定した香南市障害者基本計画の基本理念として「人にやさしく、充実した暮らしを共に支え合うまち こうなん」を掲げています。

本計画では、障害者基本計画の基本理念や方向性を共有し、「障害の有無に関わらず、市民一人ひとりが互いを認め合い、共に支え合うまち」をめざす姿とします。

第4期計画の取り組み状況では、障害の理解の促進及び普及啓発と相談支援の充実に向けた取り組みにおいて一定の成果を評価しています。一方、共生社会の実現に向けた理解促進やライフステージに応じた切れ目のない支援体制整備、就労を含めた社会参加の促進などが課題として残されています。

そのため、本計画では横断的・重層的な連携体制と地域包括ケアシステムの構築により、こうした課題解決に取り組み、地域の中で自分らしく充実した暮らしを送れるよう、障害者（児）施策を推進することが求められています。

実施にあたっては、障害者（児）の年齢、障害種別等に応じた、一人ひとりのニーズに沿ったサービス等の見込み量を定め、本市におけるサービス提供体制の計画的な整備を進めます。また、障害福祉サービスの提供事業所をはじめ、民間企業や関係機関との連携を図りながら、多様な障害福祉サービスの充実に努めます。

2 計画の推進に向けた4つのポイント

本計画の推進に向けては、下記の4つのポイントに沿って展開を図ります。

ポイント①

共に認め合う共生社会の促進



障害のある人が住み慣れた地域で生活するためには、地域に暮らす市民の理解や協力が不可欠です。障害の有無に関わらず誰もが共生できる社会を実現するため、障害についての正しい理解を深められるよう、関係機関との連携を深め、障害理解の促進に努めます。

ポイント②

ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実



妊娠・出産・乳幼児期から高齢期まで、障害のある人が生涯を通じて安心して暮らせるよう、ライフステージに沿った支援を実施します。そのため、ライフステージごとの課題の把握や、障害の早期発見・早期療育の体制づくり、障害者の高齢化やひきこもりなどの複合的な課題に対応できるよう、関係機関同士の情報共有や連携強化をめざします。

ポイント③

地域包括ケアシステムの構築と連携の強化



本市では、地域包括支援センターや香南市社会福祉協議会等との連携において、地域包括ケアシステムの構築を進めています。今後、障害福祉においても、障害者の高齢化（親なき後問題）への対応や、地域での日常的な見守りや緊急時の支援体制の構築が求められることから、本市における地域包括ケアシステムの構築による、横断的・重層的な連携強化をめざします。

ポイント④

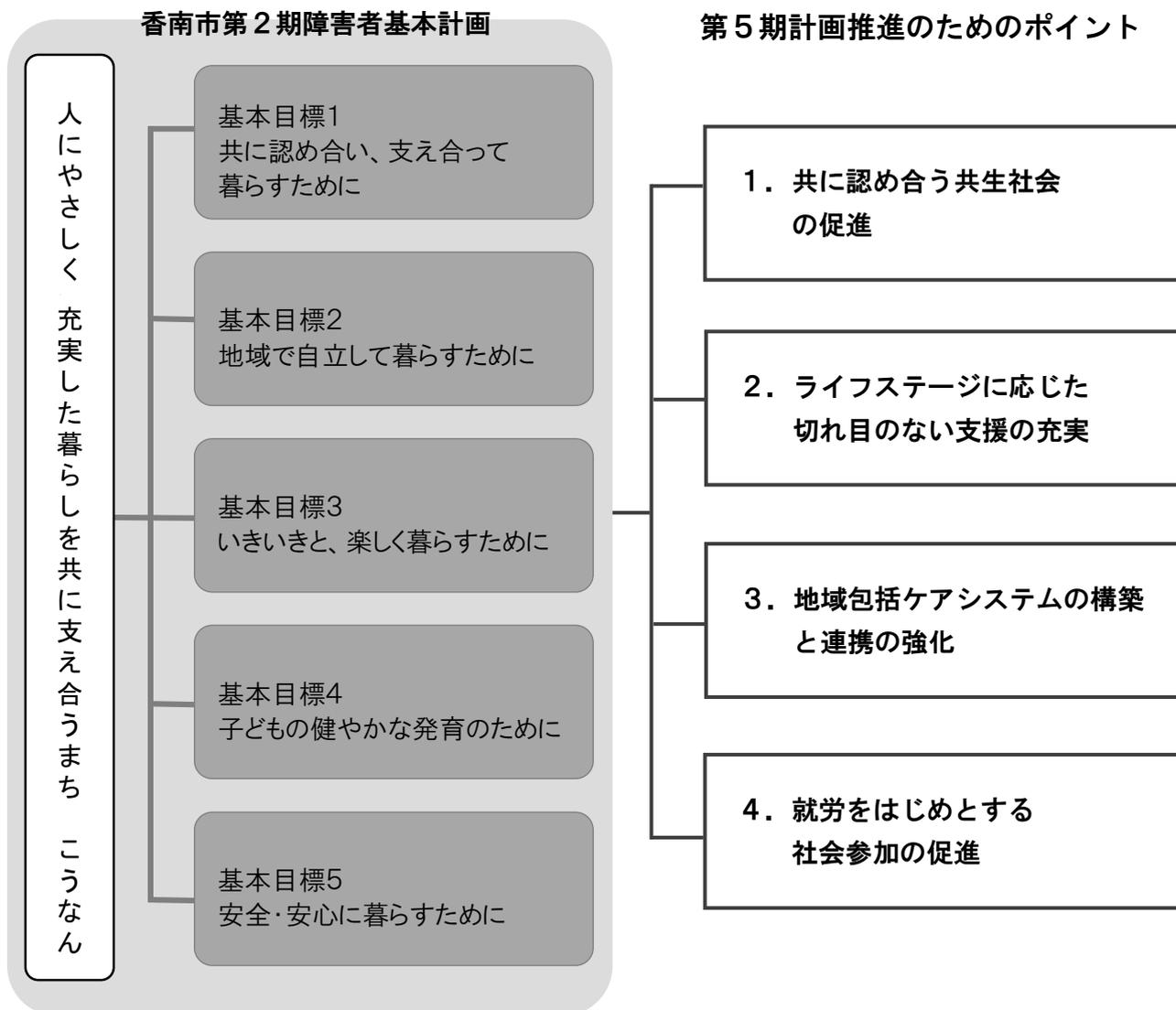
就労をはじめとする社会参加の促進



就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労定着支援のサービスが新設されることを踏まえ、事業所や家庭などと連携を図りながら、本人の状況や希望に沿った就労を支援します。

また、障害の状態や本人の希望に応じた様々な学習・文化・スポーツ活動などの機会を創出し、移動支援による余暇活動の充実を通じて、障害のある人の社会参加をより促進します。

■障害者基本計画との関連



第4章 障害福祉サービスの推進

1 第5期計画における成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活移行者数

地域生活移行者数については、平成28年度末時点での施設入所者数は47人となっています。

地域での生活が困難で施設入所を必要とされる重度の障害者がおられることを鑑み、本市としては、国の基本指針に基づく成果目標については、達成が極めて困難であると考えます。

よって、第5期計画における本市の目標値については現状を勘案し、施設入所者の地域生活への移行者数については1人、施設入所者数については50人として設定します。

	説明	数値
基準値	平成28年度末施設入所者数	47人
目標値	①施設入所者の地域生活移行者数 (平成32年度末)	1人
目標値	②施設入所者数(平成32年度末)	50人

国の基本指針	●地域移行者数：平成28年度末施設入所者の <u>9%以上</u> ●施設入所者数：平成28年度末の <u>2%以上削減</u>
--------	---

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

市町村ごとの協議の場については、障害者自立支援協議会などを活用しながら、各関係機関との連携を強化します。

	説明	数値
目標値	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置

国の基本指針	●保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域・各市町村)を設置
--------	----------------------------------

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、整備方法や拠点が備える機能について、市及び圏域の状況を踏まえ検討します。

	説明	数値
目標値	平成 32 年度末における地域生活支援拠点の整備箇所数	1 箇所

国の基本指針	●各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備
--------	-----------------------

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行については、平成 28 年度末時点での移行者数は5人となっています。一般就労への移行者は年度により変動があるため、過去の実績から3人を見込んでいます。

	説明	数値
基準値	平成 28 年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数	5 人
目標値	平成 32 年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数 (平成 28 年度実績の 1.5 倍以上)	3 人 (0.6 倍)

国の基本指針	●一般就労への移行者数：平成 28 年度の 1.5 倍
--------	-----------------------------

(5) 障害児支援の提供体制の整備等【新規】

児童発達支援センターについては、現在圏域に1事業所が設置されています。障害の重度化、重複化や多様化に対応できる専門的機能の強化を図り、圏域における中核的な支援機関としての役割が担えるよう、県・圏域共に働きかけます。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所についても、圏域に1事業所が設置されています。今後も市のみでは対象者が少ないことが予測されるため、圏域での調整を図ります。

医療的ケア児支援のための協議の場の設置については、既存の協議会の活用も含め、平成30年度までに設置の在り方を検討します。

① 児童発達支援センターの設置【新規】

	説明	数値
目標値	児童発達支援センターの設置箇所数	圏域に1箇所
国の基本指針	●児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所設置	

② 保育所等訪問支援の利用体制整備【新規】

	説明	数値
目標値	保育所等訪問支援事業の実施	継続実施
国の基本指針	●保育所等訪問支援事業の実施	

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保【新規】

	説明	数値
目標値	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に1箇所
国の基本指針	●主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1箇所確保	

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置【新規】

	説明	数値
目標値	関係機関による連携・協議の場の設置	設置
国の基本指針	●医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）	

2 障害福祉サービスの見込み量

障害のある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成30年度から平成32年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量を確保するための方策を定めます。

(1) 訪問系・居住系サービスの見込み量と確保方策

■訪問系サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■居住系サービスの概要

サービス名	内容
自立生活援助【新規】	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■実績値と計画値（見込み量）

サービス名		単位		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	第5期計画見込み量		
							平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
訪問系サービス	訪問系サービス【全体】	時間	計画値	1,502	1,482	1,512	1,902	1,917	1,917
			実績値	468	478	420			
		人	計画値	28	28	30	27	28	28
			実績値	28	29	21			
	居宅介護（ホームヘルプ）	時間	計画値				375	390	390
			実績値			337			
		人	計画値				21	22	22
			実績値			18			
	重度訪問介護	時間	計画値				1,505	1,505	1,505
			実績値			65			
		人	計画値				2	2	2
			実績値			1			
	同行援護	時間	計画値				18	18	18
			実績値			18			
		人	計画値				3	3	3
			実績値			2			
行動援護	時間	計画値				4	4	4	
		実績値			0				
	人	計画値				1	1	1	
		実績値			0				
重度障害者等包括支援	時間	計画値				0	0	0	
		実績値			0				
	人	計画値				0	0	0	
		実績値			0				
居住系サービス	自立生活援助	計画値				1	1	1	
		実績値							
	共同生活援助（グループホーム）	計画値	30	32	34	36	36	37	
		実績値	34	34	34				
	施設入所支援	計画値	50	53	52	50	50	50	
		実績値	51	50	47				

※「時間」は「月当たりの延べ利用量」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示す。

【見込み量に関する考え方】

《訪問系サービス》

- ・第4期計画における利用実績はやや減少傾向にありますが、今後も障害のある人の在宅生活を支えるために重要なサービスであることから、これまでの実績や市で把握している潜在的ニーズを踏まえ、算出しています。

《居住系サービス》

- ・既存施設の入居者は、近年では固定化しており、今後も新規の施設整備予定がないことを踏まえ、実績をもとに算出しています。

【見込み量確保のための方策】

《訪問系サービス》

- ・本人・家族・支援者が安心して地域で暮らせるよう福祉サービスの実施を継続し、さらなる充実等に努めます。また、利用者のニーズに対応したサービス提供体制の確保のため、事業所に対して参入や人材養成を働きかけます。

《居住系サービス》

- ・共同生活援助（グループホーム）の入居者及び施設入所者は固定化している現状です。また、市内での新設の共同生活援助はないため3箇所（定員25人）のみとなっており、車いす対応の施設はない状況です。また施設入所については、医療的ケアを必要とする場合には受け入れ先が限られていますが、ニーズに応じた必要量を見込み、確保に努めます。
- ・共同生活援助については、広域で事業所参入の働きかけを検討します。また、市営住宅の活用等も検討します。体験利用については、実現のために市としてできる策を講じます。

(2) 日中活動系サービスの見込み量と確保方策

■日中活動系サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うと共に、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型＝雇成型） 就労継続支援 （B型＝非雇成型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供すると共に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援【新規】	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■実績値と計画値（見込み量）

サービス名	単位		第5期計画見込み量					
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活介護	人日	計画値	1,740	1,838	1,850	1,651	1,697	1,766
		実績値	1,578	1,627	1,615			
	人	計画値	82	86	87	85	87	90
		実績値	85	84	81			
自立訓練 （機能訓練）	人日	計画値	81	46	46	23	23	23
		実績値	30	28	12			
	人	計画値	4	2	2	1	1	1
		実績値	5	2	1			
自立訓練 （生活訓練）	人日	計画値	54	23	23	23	23	23
		実績値	6	0	0			
	人	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	0	0			
就労移行支援	人日	計画値	108	112	92	123	123	142
		実績値	90	99	95			
	人	計画値	5	5	4	7	7	7
		実績値	13	11	5			
就労継続支援 （A型）	人日	計画値	276	322	299	400	400	492
		実績値	373	457	409			
	人	計画値	12	14	13	21	21	25
		実績値	25	25	21			
就労継続支援 （B型）	人日	計画値	1,345	1,429	1,452	1,106	1,152	1,198
		実績値	1,083	1,103	1,103			
	人	計画値	64	68	69	62	64	66
		実績値	66	67	62			
就労定着支援	人	計画値				3	3	3
		実績値						
療養介護	人	計画値	15	15	15	17	17	17
		実績値	15	15	17			
短期入所 （ショートステイ）	人日	計画値	88	82	96	87	97	101
		実績値	52	62	67			
	人	計画値	10	10	12	15	18	19
		実績値	15	18	11			

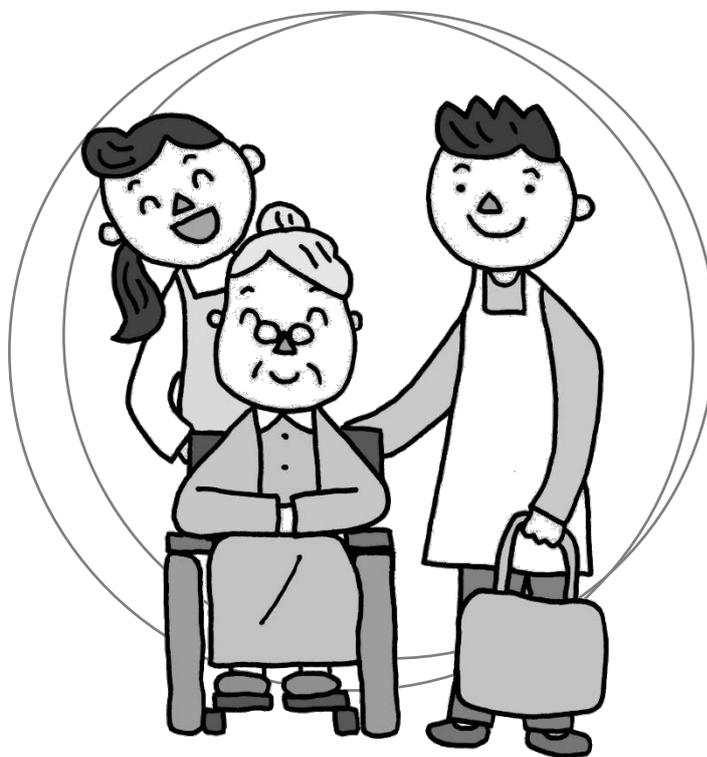
※「人日」は「月当たりの延べ利用量」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示す。

【見込み量に関する考え方】

- 生活介護は、利用実績がやや増加しており、今後もニーズの高いサービスであることから、これまでの実績を踏まえ見込んでいます。
- 就労移行支援事業は、就労継続支援 B 型のアセスメントにも活用されるため、特別支援学校卒業生についても見込んでいます。
- 就労継続支援 A 型・B 型は、共に利用実績や障害者の就労支援の意向も踏まえ、増加で見込んでいます。
- 療養介護、短期入所は、これまでの実績や潜在的ニーズを踏まえて見込んでいます。

【見込み量確保のための方策】

- 年齢、障害特性等心身の状態に合わせた活動となるよう、現在ある資源の活用や新たな資源の開発に向け、関係機関・関係部署と検討を行い、日中活動の場の整備に努めます。
- 障害者の就労に関しては企業への周知活動を継続し、支援機関との連携を図ります。



(3) 相談支援・補装具の見込み量と確保方策

■相談支援サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います（モニタリング）。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人などを対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■補装具サービスの概要

サービス名	内容
補装具	身体障害のある人の職業、その他の日常生活の効率向上を図ると共に、身体障害のある子どもについては将来社会人として自活するための素地を育成または助長するため、身体障害者手帳の交付を受けている人と難病患者等を対象に、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、歩行補助杖、重度障害者用意思伝達装置を支給します。

■実績値と計画値（見込み量）

サービス名			単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	第5期計画見込み量		
							平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
相談支援サービス	計画相談支援	人	計画値	35	36	36	38	38	42
			実績値	42	38	27			
	地域移行支援	人	計画値	1	1	1	0	1	0
			実績値	1	0	0			
	地域定着支援	人	計画値	0	0	0	0	0	1
			実績値	1	0	0			
補装具	件	計画値	90	95	100	75	75	75	
		実績値	75	76	34				
	千円	計画値	12,500	13,000	13,500	10,000	10,000	10,000	
		実績値	10,119	7,873	3,588				

※「計画相談支援」の「人」は「月当たりのサービス等利用計画作成及びモニタリング件数」を示す。

「地域移行支援」「地域定着支援」の「人」は「年当たりの利用者数」を示す。

【見込み量に関する考え方】

《相談支援サービス》

- ・計画相談支援は、これまでの実績を踏まえ見込んでいます。
- ・地域移行支援、地域定着支援は、平成 28 年度、29 年度の利用実績はありませんでしたが、それぞれ計画期間中に 1 人の利用を見込んでいます。

《補装具》

- ・利用実績は減少傾向にありますが、これまでの実績を踏まえ見込んでいます。

【見込み量確保のための方策】

《相談支援サービス》

- ・市内の特定相談支援事業所との連絡会を継続し、地域の相談支援体制の整備と充実を図ります。また、平成 29 年度より介護支援専門員連絡会と定期的な合同開催を実施しており、今後も制度間の相互理解や連携体制の強化を図ります。計画相談支援導入については平成 30 年 3 月に 100%導入予定です。
- ・計画相談支援の手引きを適宜見直し、共通化・効率化を図ります。
- ・近隣市や県などと連携しながら、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の確保と質の向上・育成に努めます。

《補装具》

- ・全国の更生相談所の装具判定における基準解釈の標準化や、装具製作者や医療関係機関と連携し地域格差をなくし、公平・公正な判定の考え方に沿った適正給付を図ります。また、法改正に伴う補装具の貸与についても、適切な対応が行われるように整備します。

3 障害児通所支援事業等の見込み量

(1) 障害児通所支援等の見込み量と確保方策

■障害児通所支援等の概要

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援 【新規】	重症心身障害児などの重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。
障害児相談支援	上記5つのサービスを利用する児童に、課題解決や適切なサービス利用のため、障害児支援利用計画案を作成すると共に、一定期間ごとに計画内容の見直しもを行います（モニタリング）。



■実績値と計画値（見込み量）

サービス名	単位		第5期計画見込み量					
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
児童発達支援	人日	計画値	108	85	71	153	129	127
		実績値	131	63	92			
	人	計画値	23	17	13	20	20	23
		実績値	17	19	10			
医療型 児童発達支援	人日	計画値	0	0	0	5	5	5
		実績値	0	0	0			
	人	計画値	0	0	0	1	1	1
		実績値	0	0	0			
居宅訪問型 児童発達支援	人日	計画値				0	10	10
		実績値						
	人	計画値				0	1	1
		実績値						
保育所等訪問 支援	人日	計画値	14	8	3	10	10	12
		実績値	1	17	2			
	人	計画値	12	7	3	10	10	12
		実績値	3	8	2			
放課後等 デイサービス	人日	計画値	199	199	174	430	558	558
		実績値	74	81	140			
	人	計画値	20	20	18	33	38	38
		実績値	12	15	16			
障害児相談 支援	人	計画値	10	9	7	9	11	11
		実績値	26	10	10			

※「人日」は「月当たりの延べ利用量」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示す。

※「障害児相談支援」の「人」は、「月当たりのサービス等利用計画作成及びモニタリング件数」を示す。

【見込み量に関する考え方】

- ・過去の実績を踏まえ各々増加傾向で見込んでいます。
- ・放課後等デイサービスについては、制度の周知が図られてきたことと、市内での事業所開設に伴い、利用者の増加が見込まれます。
- ・保育所等訪問支援については、法改正に基づき利用日数を見込みました。

【見込み量確保のための方策】

- ・障害児通所支援については広域でニーズを把握し、事業所への働きかけを行うなど、適切にサービス提供ができる体制の確保に努めます。
- ・ライフステージに応じた支援が提供されるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ・サービスの適切な提供と併せて、保健・教育・福祉等の支援者のスキルアップを図ると共に、保護者の支援体制（親支援）の構築に努めます。

4 地域生活支援事業の見込み量

(1) 必須事業

■事業の概要

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
障害者相談支援事業	障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者等の権利擁護のために必要な援助などを行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担っています。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害者等に対して、入居契約の手続きの支援や、生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見人等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備すると共に、法人後見の活動を支援します。

■実績値と計画値（見込み量）

						第5期計画見込み量		
事業名	単位		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
理解促進研修・ 啓発事業	有無	計画値	有	有	有	有	有	有
		実績値	無	有	無			
自発的活動 支援事業	有無	計画値	無	無	有	無	無	有
		実績値	無	無	無			
障害者相談 支援事業	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
基幹相談支 援センター	有無	計画値	無	無	無	無	無	無
		実績値	無	無	無			
基幹相談支 援センター等機 能強化事業	有無	計画値	無	無	無	無	無	無
		実績値	無	無	無			
住宅入居等 支援事業	有無	計画値	無	無	無	無	無	無
		実績値	無	無	無			
成年後見制度 利用支援事業	人	計画値	2	3	3	3	3	3
		実績値	2	4	0			
成年後見制度 法人後見支 援事業	有無	計画値	無	無	無	無	無	無
		実績値	無	無	無			

【見込み量に関する考え方】

- ・相談支援機関については、国の動向や近隣市町村の状況、利用実績を踏まえ充実強化をしていきます。
- ・年度によって件数も変動するため、過去の利用実績の平均と新規利用者1人を見込んでいます。

【見込み量確保のための方策】

- ・相談機能の充実と各関係機関との連携体制を強化し、ライフステージに応じた必要な支援が確保できる体制を整えます。
- ・障害者週間等の機会を活用し、市広報誌等を通じて地域住民に対する理解促進・啓発に向けた普及啓発活動を継続します。また民生委員や関係機関等と定期的な情報交換や事業内容を調整し、障害福祉に対する情報提供及び事業体制の検討ができる機会を確保します。
- ・平成28年度に作成した地域の社会資源冊子（福来楽・ざんじ）等を活用し、制度や事業の利用促進を図ります。
- ・今後も特定相談支援事業所や障害者虐待防止センター、香南市社会福祉協議会等の連携による体制を整え、制度の対象となる人への適切な利用につなげます。
- ・障害者（児）が地域で安心して生活ができるよう支援者の確保と生活課題の解決に向けた体制の整備に努めます。

■事業の概要

事業名		内容
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
	手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を設置します。
手話奉仕員養成研修事業		聴覚障害のある人との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
日常生活用具給付等事業		在宅で生活をしている障害のある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
	介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
	自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
	在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
	情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
	排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■実績値と計画値（見込み量）

事業名			単位	第5期計画見込み量					
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
意思疎通支援事業	手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件	計画値	4	5	5	3	3	3
			実績値	4	2	2			
	手話通訳者 設置事業	人	計画値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			
手話奉仕員養成研修事業		人	計画値	5	10	15	10	10	10
			実績値	16	8	0			
日常生活用具給付等事業	介護・訓練 支援用具	件	計画値	2	2	2	2	2	2
			実績値	0	1	2			
	自立生活支援 用具	件	計画値	10	10	10	10	10	10
			実績値	6	5	10			
	在宅療養等 支援用具	件	計画値	10	10	10	10	10	10
			実績値	4	6	17			
	情報・意思 疎通支援用具	件	計画値	11	12	13	5	5	5
			実績値	1	5	0			
	排泄管理支援 用具	件	計画値	580	590	600	800	800	800
			実績値	731	820	175			
	居宅生活動作 補助用具	件	計画値	2	2	2	2	2	2
			実績値	0	0	2			

【見込み量に関する考え方】

- ・過去の利用実績から平均件数を計画値として見込みました。

【見込み量確保のための方策】

- ・意思疎通支援者の確保のための研修体制の整備及び活動支援に努めます。
- ・手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業及び手話奉仕員養成研修の体制確保に努めます。
- ・平成29年度より3市（香美市・南国市・香南市）合同での手話奉仕員養成研修事業を実施しており、広域的な支援体制が確保されるよう検討を継続します。
- ・利用者の生活状況や日常生活用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど、事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

■事業の概要

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
地域活動支援センターⅠ型	専門職（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることを要件とします。

■実績値と計画値（見込み量）

実績値と計画値（見込み量）						第5期計画見込み量		
事業名	単位		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
移動支援事業	実利用 (人)	計画値	20	25	30	14	14	14
		実績値	13	15	11			
	時間	計画値	900	900	900	550	550	550
		実績値	519	530	585			
地域活動支援 センター	人	計画値	135	135	140	145	150	155
		実績値	110	127	132			

【見込み量に関する考え方】

- ・過去の利用実績から平均件数を計画値として見込みました。
- ・地域活動支援センターⅠ型の設置は完了しています。

【見込み量確保のための方策】

- ・移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっていくことが予測されるため、見込み量の確保を図ることはもとより、将来的な需要増や一人当たりの支給量の拡充に努めます。
- ・事業の普及啓発を継続すると共に、社会参加や外出支援の利用目的や方法を検討し、障害児を含め利用者に柔軟な対応ができる事業運営に努めます。
- ・地域活動支援センターの役割を活かしていけるよう、事業者への支援を行いながら、利用者の増加及び利用拡大を図ります。
- ・事業のさらなる充実と拡大に向けた運営体制の充実を図ります。
- ・香南市社会福祉協議会では、市の教育委員会の委託を受け、野外の学校行事や修学旅行等に介護支援職員を派遣し、入浴等の介助及び引率教職員の補助を行う香南市介護支援職員派遣事業を実施しています。

(2) その他の任意事業

■事業の概要

事業名	内容
福祉ホームの運営	世話人等を配置した障害のある人用の居住施設に対し、その管理費用等を助成します（香南市に居住していた者）。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障害のある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。
日中一時支援事業	障害者等の家族の就労活動支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、活動場所が必要な障害のある人などに、活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行います。
その他日常生活支援	退院・退所を予定している長期入院・入所している重度身体障害児・者に対し、外出時・外泊時に在宅生活に必要な訓練・指導、本人活動支援及び身体介助を行うことにより、在宅生活への移行促進、本人及び介護者の不安軽減・安全確保を図ります。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障害者のために、音声訳等のわかりやすい方法により、市の広報等、情報を定期的に提供します。

■実績値と計画値（見込み量）

事業名	単位		第5期計画見込み量					
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
福祉ホームの 運営	人	計画値	0	0	1	0	0	0
		実績値	0	0	0			
訪問入浴 サービス事業	回	計画値	108	192	192	400	400	400
		実績値	157	150	240			
	人	計画値	2	2	2	3	3	4
		実績値	2	2	3			
日中一時支援 事業	回	計画値	18	18	20	80	85	90
		実績値	125	33	76			
	人	計画値	2	3	3	4	5	6
		実績値	5	3	3			
その他日常 生活支援	人	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0			
点字・声の 広報等発行	回	計画値	12	12	12	12	12	12
		実績値	12	12	12			

【見込み量に関する考え方】

- ・過去の利用実績及び現在の空所状況から計画値を見込みました。

【見込み量確保のための方策】

- ・事業の継続と支援体制を確保し、必要時に適切な支援が受けられるよう利用促進及び普及啓発活動を継続します。
- ・必要時に利用できる事業体制を検討し、利用促進の普及啓発と事業運営に努めます。
- ・市広報誌情報の提供の継続と情報伝達支援者の確保に努めます。

(3) 香南市独自事業

■事業の概要

事業名	内容
医療機関送迎サービス事業	重度障害のある人や要介護高齢者を移送用車両により居宅から市内外の医療機関への送迎を行うサービスです。
社会参加のための外出支援サービス事業	重度障害のある人に対し、移送用車両を使用し社会参加のための外出支援を行うサービスです。
運転免許取得・改造助成	障害のある人の社会参加支援のため、自動車の免許取得費用や車両の改造費用について助成します。
住宅改造支援事業	香南市内に住所を有し、住宅改造を必要とする身体障害のある人を対象にしています。
障害児者地域支え合い事業	心身障害のある人が、家庭において一時的に介護を必要とする場合、あらかじめ登録している介護者に介護委託することで、本人やその保護者の地域生活を支援する事業です。
障害児長期休暇支援事業	特別支援学校等の長期休暇期間中に地域において障害のある子どもの援助を行うサービスです。
重度心身障害児・者医療費の助成	<p>障害の程度が次に該当する人の医療費にかかる自己負担分について助成します。</p> <p>〈県補助事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1・A2 ・身体障害者手帳2・4級かつ療育手帳B1（18歳未満） <p>〈市単独事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳3級または療育手帳B1・B2 <p>※世帯の総所得額が200万円以下の方が対象 （65歳以上の人は住民税非課税世帯の人のみが対象）</p>
重度障害児者ヘルパー利用支援事業	重度障害児者が入院した際に、日常的に介護する家族の負担を軽減し、日常生活及び社会生活を支援するため、ヘルパーの利用を支援します。
重度障害児者短期入所利用促進事業	重度障害児者を日常的に介護する家族の負担を軽減するため、短期入所の利用を支援します。
強度行動障害者短期入所支援事業	短期入所事業所に補助を行うことにより、在宅で生活する強度行動障害児者の短期入所の促進を支援します。

■実績値と計画値（見込み量）

事業名	単位		第5期計画見込み量					
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
医療機関送迎 サービス事業	件	計画値	95	100	105	80	84	88
		実績値	78	84	72			
	人	計画値	13	14	15	15	16	17
		実績値	12	13	13			
社会参加のため の外出支援 サービス事業	件	計画値	50	55	60	60	66	72
		実績値	16	22	32			
	人	計画値	7	8	9	7	8	9
		実績値	5	7	6			
運転免許取 得・改造助成 <small>上段：免許取得 下段：改造助成</small>	件	計画値	4	4	4	2	2	2
		実績値	2	1	0			
	件	計画値	4	4	4	2	2	2
		実績値	2	3	1			
住宅改造支援 事業	人	計画値	2	2	2	3	3	3
		実績値	0	0	2			
障害児者地域 支え合い事業	時間	計画値	30	30	30	30	30	30
		実績値	35	48	24			
	日	計画値	3	3	3	3	3	3
		実績値	4	1	2			
障害児長期休 暇支援事業	日	計画値	45	45	45	45	45	45
		実績値	41	42	42			
	人	計画値	20	20	20	20	20	20
		実績値	27	25	27			
重度心身障害 児・者医療費 の助成 (県事業)	人	計画値	670	670	670	660	660	660
		実績値	649	644	637			
重度心身障害 児・者医療費 の助成 (市事業)	人	計画値	140	140	140	150	150	150
		実績値	139	150	147			
重度障害児者 ヘルパー利用 支援事業	人	計画値	3	3	3	1	1	1
		実績値	1	1	1			
重度障害児者 短期入所利用 促進事業	人	計画値				0	0	0
		実績値	0	0	0			
強度行動障害 者短期入所支 援事業	人	計画値				1	1	1
		実績値			0			

【見込み量に関する考え方】

- 年度によって実績件数が変動するため、過去の利用実績から計画値を見込みました。

【見込み量確保のための方策】

- 需要の高い障害児長期休暇支援事業は継続して事業を実施します。
- 各事業のさらなる利用促進のため、啓発を継続します。
- 利用者ニーズに対応できる柔軟な事業への見直しを検討します。



第5章 計画の推進体制

(1) 市民・事業所・地域などとの連携の推進

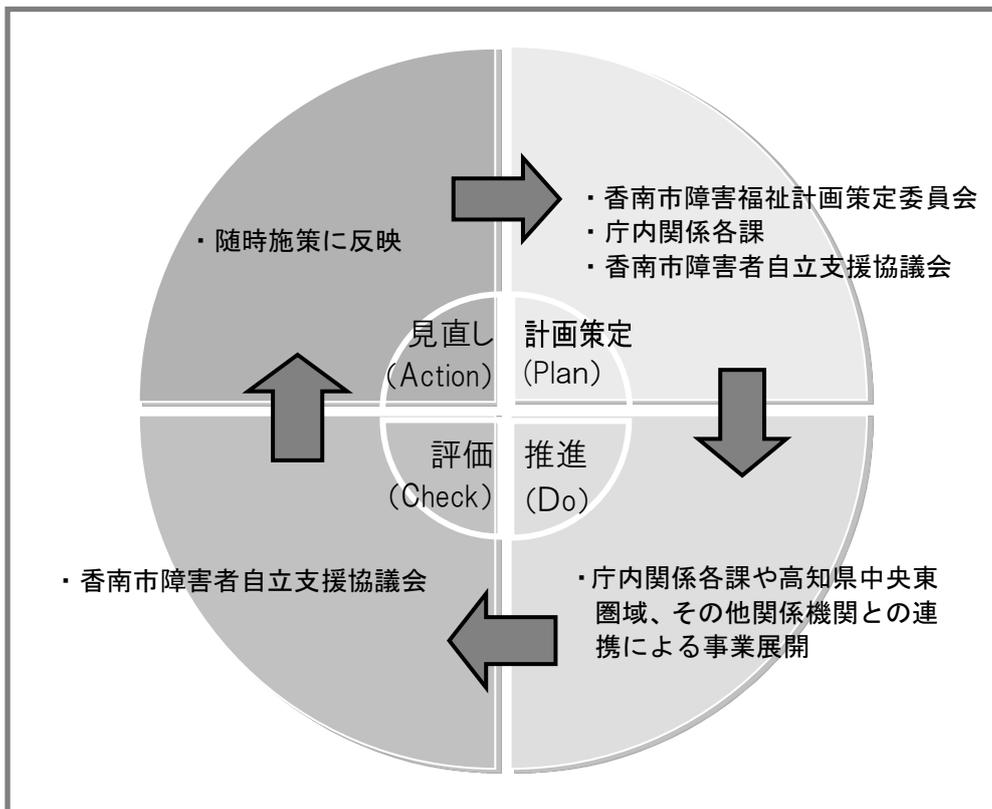
障害者（児）団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど様々な団体や、高知県中央東圏域内の近隣市町村との協働体制の強化に取り組み、障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

(2) 個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障害のある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全安心の支援体制などの充実を図っていきます。また障害の有無に関わらず、ライフステージに応じた支援が途切れることのないよう、本市での地域包括ケアシステム体制の構築に向けた取り組みを促進します。

(3) 計画の達成状況の点検及び評価

各施策の実施状況などの主な数値目標については、香南市第5期障害福祉計画において示していますが、計画の進捗管理については、香南市障害者自立支援協議会・各部会などに随時意見を聴きながら定期的に行います。また国や県の動向に留意しながら市の施策の推進を図り、事業の安定的な運営のため、国や県に対する制度改善や財政措置の充実を求めよう、近隣市町村や圏域等で検討し、必要に応じて要望していきます。



資料編

1 相談窓口

(1) 本市の相談窓口

香南市役所 (①福祉事務所 ②健康対策課 ③高齢者介護課)	
内 容	① 障害者手帳・手当・障害福祉サービス、福祉制度に関すること ② 健康診査・健康相談・健康づくりに関すること ③ 介護保険・高齢者の福祉サービスに関すること
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
相談時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
所在地	① のいちふれあいセンター 1 階 ② 赤岡保健センター ③ 本庁舎 1 階
問い合わせ先	① 福祉事務所 電話：0887-57-8509 FAX：0887-56-1148（代表） ② 健康対策課 電話：0887-57-7516 FAX：0887-55-3110 ③ 高齢者介護課 電話：0887-57-8511 FAX：0887-56-0576（代表）

地域活動支援センター あげぼの	
内 容	障害のある人やその保護者等の相談に応じると共に、必要な情報提供等を行います。
開設日	月曜日～土曜日（祝日、第 5 土曜日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
相談時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
所在地	香我美町下分 684 番地 1
問い合わせ先	電話：0887-57-7180 FAX: 0887-57-7181

① 香南市社会福祉協議会 ② 生活サポートセンターこうなん	
内 容	① 市民の抱える心配事や介護問題等の身近な相談に応じています。 ② 生活に困窮していて、生活を維持することができなくなる恐れのある方の相談に応じています。（生活保護を受けている方以外）
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
相談時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
所在地	① 吉川庁舎 2 階 ② のいちふれあいセンター 1 階
問い合わせ先	① 香南市社会福祉協議会 電話：0887-57-7300 FAX：0887-57-7305 ② 生活サポートセンターこうなん 電話：0887-50-6666

(2) 市内特定相談支援事業所

(平成 29 年 12 月 31 日現在)

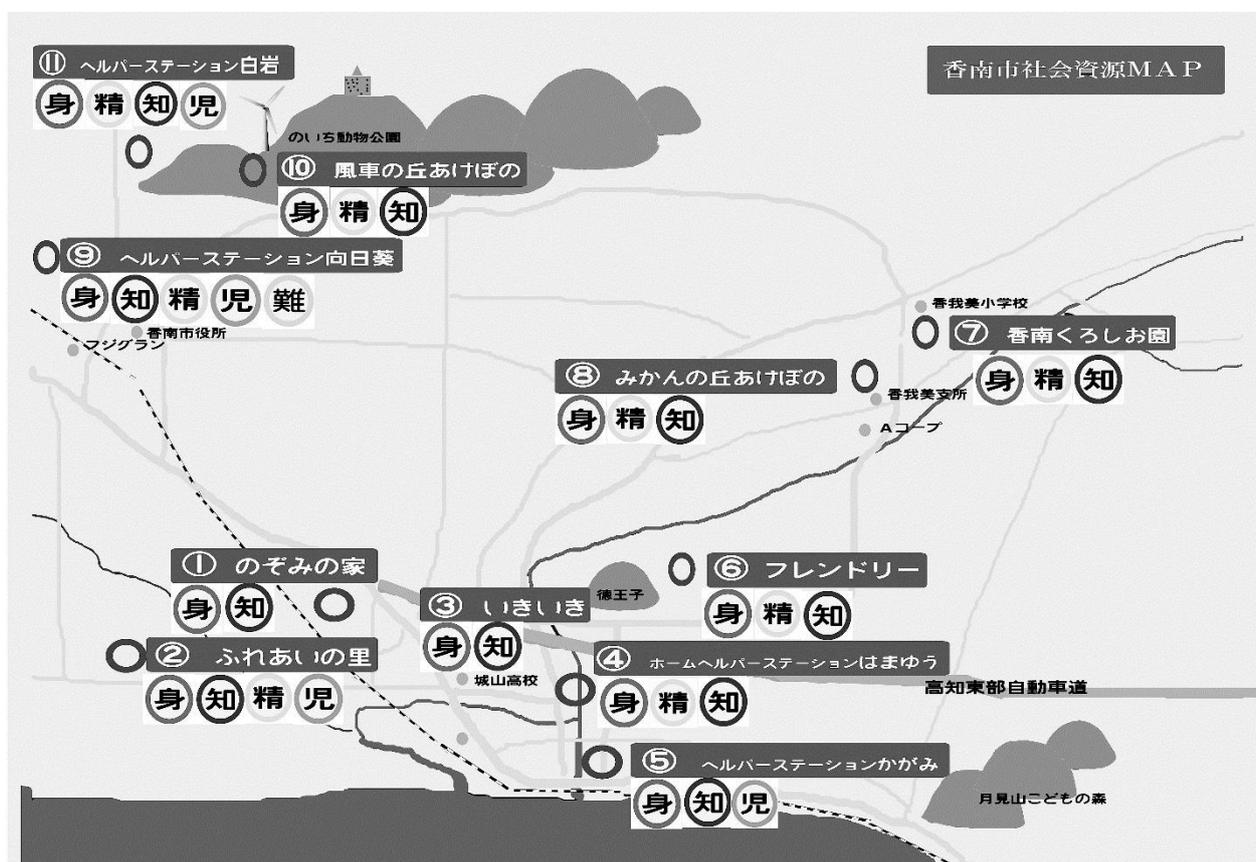
サービス等利用計画を作成します				
名称	電話	F A X	〒	所在地
あけぼの	0887-57-7180	0887-57-7181	781-5452	香我美町下分 684 番地 1
香南市社会福祉協議会指定相談支援事業所	0887-57-7300	0887-57-7305	781-5241	吉川町吉原 95 (香南市役所吉川支所 2 階)
特定相談支援事業所のぞみ	0887-57-3101	0887-57-3102	781-5242	吉川町古川 340 番地 2

(3) 身体及び知的障害者相談員

身体障害者相談員・知的障害者相談員	
内 容	市から委嘱されている身体障害者相談（4名）、知的障害者相談員（1名）が、同じ障害者又は障害者の家族の立場で自らの経験を生かして、障害のある人やその家族の相談に応じています。
問い合わせ先	福祉事務所 電話：0887-57-8509 FAX：0887-56-1148（代表）

(4) 市内の障害福祉サービス事業所

名称	所在地	サービス種別
①社会福祉法人 香南会 のぞみの家	吉川町	生活介護・施設入所支援
②社会福祉法人 香南市社会福祉協議会 障害者福祉サービス事業所 ふれあいの里	吉川町	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・ 同行援護
③社会福祉法人 香南会 いきいき	赤岡町	生活介護
④社会福祉法人香南会 ホームヘルプステーションはまゆう	赤岡町	居宅介護・重度訪問介護
⑤医療法人 香美会 ヘルプステーションかがみ	香我美町	居宅介護・重度訪問介護
⑥社会福祉法人 安芸市身体障害者福祉会 フレンドリー	香我美町	就労継続支援B型
⑦社会福祉法人 高知県知的障害者育成会 香南くろしお園	香我美町	生活介護・就労継続支援B型
⑧社会福祉法人 土佐あけぼの会 みかんの丘あけぼの	香我美町	就労継続支援A型
⑨エヌサービス(合同会社) ヘルプステーション向日葵	野市町	居宅介護・重度訪問介護
⑩社会福祉法人 土佐あけぼの会 風車の丘あけぼの	野市町	就労移行支援・就労継続支援B型
⑪西田順天堂薬局 ヘルプステーション白岩	野市町	居宅介護・重度訪問介護・同行援護



(5) 市外の障害者（児）に関する各相談先

① 障害者就業・生活支援センター 「ゆうあい」	
内 容	仕事に就きたい人や仕事をしている人の様々な相談・支援を様々な機関と連携して行っています。
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談時間	午前 9 時～午後 5 時
所在地	南国市
問い合わせ先	電話：088-854-9111 FAX：088-854-9112

② 中央東福祉保健所	
内 容	地域福祉の推進や子どもの発達や子育て、難病、精神保健福祉等、福祉・保健・医療に関する相談や支援を行っています。
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
所在地	香美市
問い合わせ先	電話：0887-53-3171（代表） FAX：0887-52-4561

③ 高次脳機能障害相談支援センター	
内 容	高次脳機能障害のある人の様々な相談・支援を様々な機関と連携して行っています。
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談時間	午前 8 時～午後 5 時
所在地	高知市
問い合わせ先	高知ハビリテーリングセンター 電話：088-842-1921 FAX：088-842-2601

④ こうち難病相談支援センター	
内 容	難病相談員やピアカウンセラーが療養や日常生活の悩み等の相談や支援を行っています。
開設日	月曜日～土曜日（日、祝日、年末年始は除く）
受付時間	午前 9 時 30 分～午後 5 時 15 分
開所時間	午前 9 時 30 分～午後 5 時 45 分
所在地	高知市
問い合わせ先	電話：088-855 - 6258 【要予約】 FAX：088-855-6257

⑤ ルミエールサロン（視覚障害者向け機器展示室）	
内 容	視覚障害者向けの機器展示や、専門スタッフによる訪問相談等を行っています。
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談時間	午前 9 時～午後 5 時
所在地	高知市（県立盲学校内）
問い合わせ先	電話：088-823-8820（高知県立盲学校内）【要予約】

⑥ 発達障害者就労支援センターこうち MIRAIZ	
内 容	主に相談支援とサロン活動を行っています。
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談時間	午前 9 時～午後 5 時
所在地	高知市
問い合わせ先	電話：088-856-5383 FAX：088-856-5382

⑦ 高知県立療育福祉センター	
内 容	心身の発達に障害がある、またはその心配があるお子さんに医療、福祉、相談等の必要な支援を行います。また、障害のある人の自立を支援します。
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
所在地	高知市
問い合わせ先	（子どもの発達に関すること） 電話：088-844-0035 FAX：088-884-4478 （障害のある人への更生相談） 電話：088-844-4477 FAX：088-884-4478 （発達障害に関すること） 電話：088-844-1247 FAX：088-844-1237 （子どもの聞こえに関すること） 電話：088-844-3456 FAX：088-840-4935

（6） 虐待に関する各相談先

① 香南市障害者虐待防止センター	
内 容	障害者本人や養護者等からの相談に応じています。また、相談内容の事実確認をし、場合によっては障害者本人の安全確認を目的とした訪問などを行い、虐待防止のための支援を行います。
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
相談・通告先	香南市福祉事務所 電話：0887-57-8509 市役所（夜間対応） 電話：0887-56-0511（午後 5 時 15 分～翌午前 8 時 30 分） 南国警察署（緊急時） 電話：088-863-0110

② 高知県高齢者・障害者権利擁護センター	
内 容	高齢者や家族が抱える健康、福祉、税金、医療、法律、生活などの各種の心配事や悩み事に対して、無料で相談を行います。 障害者の使用者による虐待の通報又届出の受理や権利擁護に関する相談を行います。
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
問い合わせ先	ふくし交流プラザ内 電話：088-850-7770 FAX：088-844-3852

2 香南市福祉避難所一覧

種 別	施 設 名	住 所	内 容
		電 話 番 号	
高齢者施設	香南香美老人ホーム組合 特別養護老人ホーム 三宝荘	香南市野市町母代寺 188 0887-56-0181	特別養護老人ホーム
	(福) 香南会 特別養護老人ホーム 香南赤岡苑	香南市赤岡町 1160-1 0887-55-2888	特別養護老人ホーム
	総合福祉ゾーン オークの里	香南市吉川町古川 340-2 0887-57-3101	総合福祉ゾーン
	(福) 公生会 特別養護老人ホーム オーベルジュ	香南市野市町東野 354-18 0887-55-0015	特別養護老人ホーム
【広域福祉避難所】 知的・発達障害児者 施設	高知県知的障害者育成会 かがみの育成園	香美市土佐山田町楠目 3660 0887-53-2174	知的障害者入所更生施設
	(福) 育成会 ウィッシュかがみの	南国市陣山 531 0887-53-2174	知的障害者通所施設
	(福) 愛成会 障害者支援施設白ゆり	香美市土佐山田町山田 1319 0887-57-0358	知的障害者入所授産施設
	(福) 愛成会 ワークセンター第二白ゆり	香美市土佐山田町山田 1189-1 0887-57-0358	知的障害者通所授産施設
	(福) 来島会 南海学園	南国市大そね乙 2288 088-864-2221	知的障害者入所更生施設
	高知県立山田養護学校	香美市土佐山田町山田 1361 0887-52-2195	知的・発達障害児者施設
乳幼児施設	(福) 高知県社会福祉事業団 愛童園	香南市夜須町西山 1319-1 0887-54-2730	児童福祉施設
精神、知的、 発達障害者施設	(福) 土佐あけぼの会 風車の丘あけぼの	香南市野市町大谷 1444-46 0887-56-4530	障害者福祉サービス事業所
介護老人施設	(医療法人) 香美会 あいの里	香南市香我美町岸本 328-174 0887-54-5555	介護老人保健施設
高齢者施設	(社福) 香南市社会福祉協議会 香我美町高齢者生活福祉センター	香南市香我美町下分 2645-1 0887-54-2233	高齢者居住施設
知的・発達障害者 施設	(社) 高知県知的障害者育成会 香南くろしお園	香南市香我美町下分 960-1 0887-55-3130	知的障害者通所施設

4 アンケート調査結果の抜粋

本計画の策定にあたり、平成28年度に実施した障害者（児）アンケート調査結果を基礎資料としています。

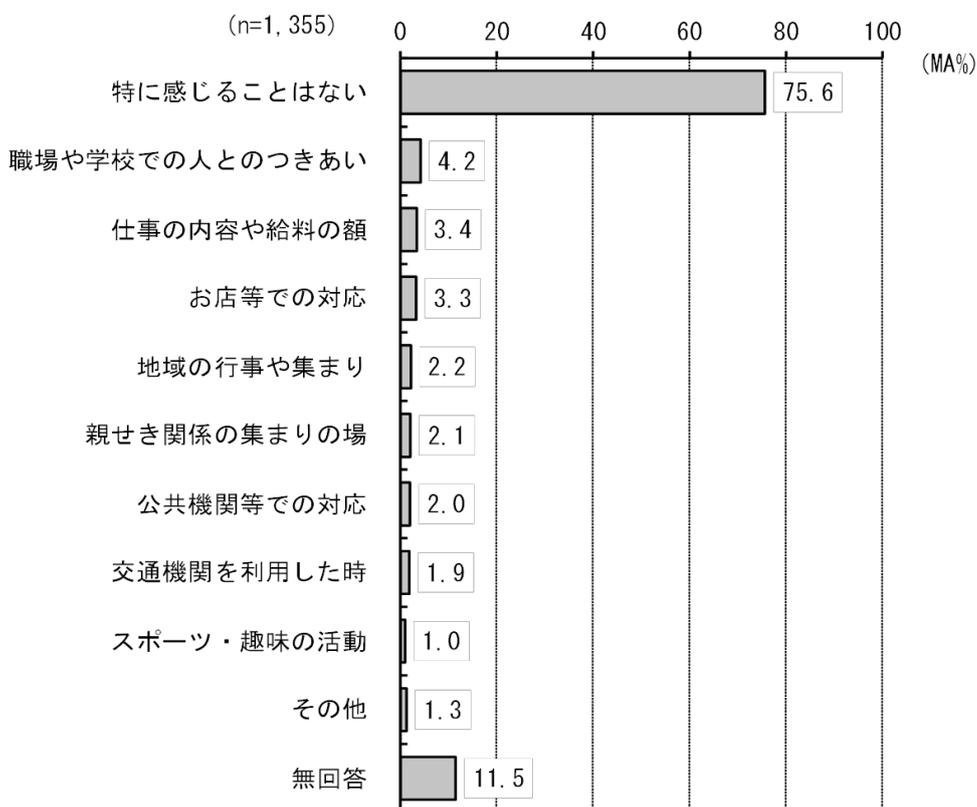
■アンケート調査概要

	障害者アンケート調査	障害児アンケート調査
調査対象	18歳以上の障害者	0～18歳未満の障害児をもつ保護者
調査方法	郵送による配布・回収、途中で督促状を送付	
調査票配布数	2,150件	144件
有効回収数	1,355件	89件
有効回収率	63.0%	61.8%

(1) 障害に対する理解について（障害者アンケート調査）

障害があるために差別や偏見を受けたり嫌がらせ等をされた経験については、「特に感じることはない」が75.6%と4人中3人を占めています。差別や偏見を受けたり嫌がらせ等をされたと回答したのは全体の12.9%（100%－「特に感じることはない」－「無回答」で算出）であり、内容では「職場や学校での人とのつきあい」が4.2%でもっとも多く、次いで「仕事の内容や給料の額」3.4%、「お店等での対応」3.3%となっています。

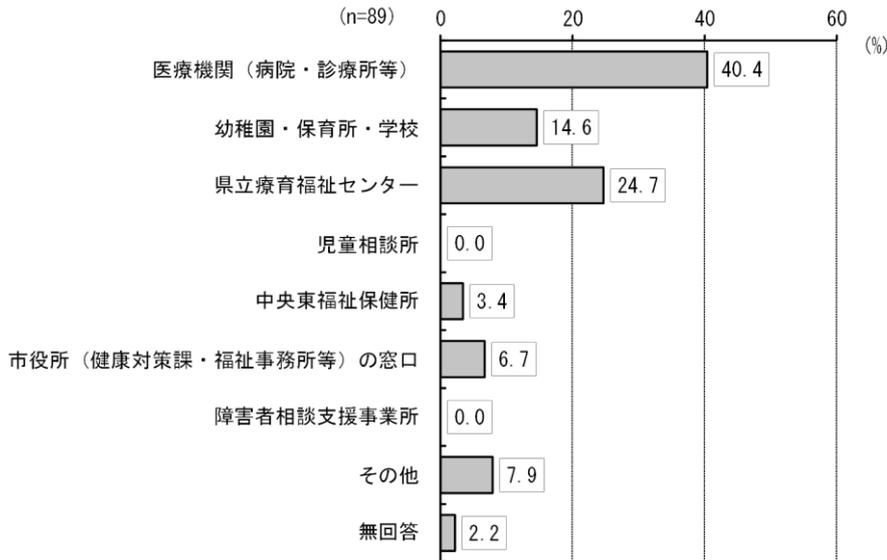
【差別や偏見等を受けた経験】



(2) 障害児支援に対するニーズについて（障害児アンケート調査）

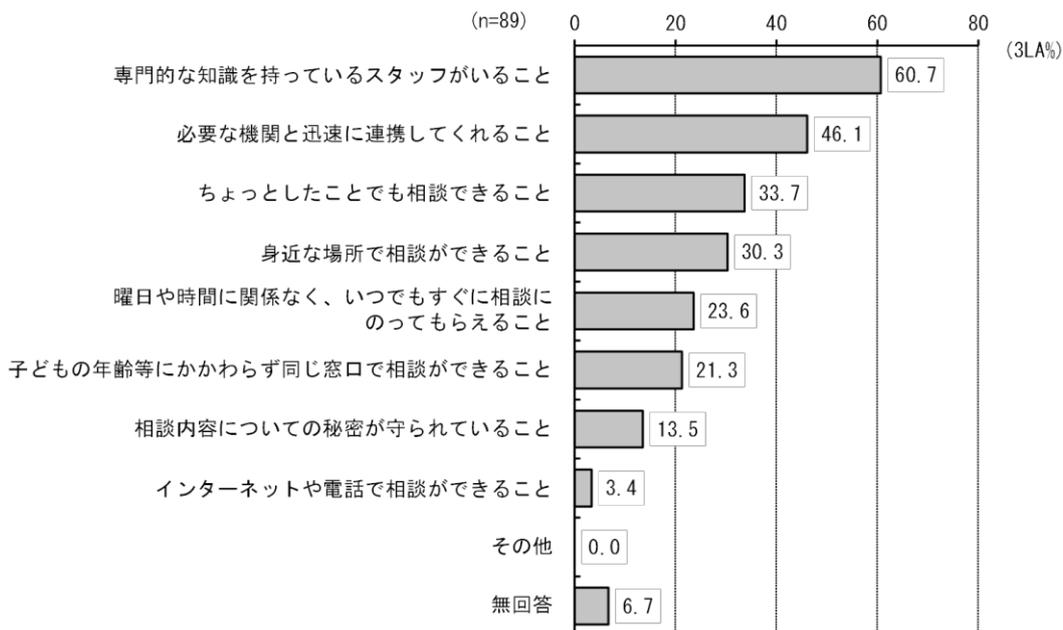
子どもの発達不安や障害にはじめて気づいた時、相談をした機関については、「医療機関（病院・診療所等）」が40.4%でもっとも多く、次いで「県立療育福祉センター」24.7%、「幼稚園・保育所・学校」14.6%となっています。

【はじめて気づいたときの相談先】



相談機関に期待することについては、「専門的な知識を持っているスタッフがいること」が60.7%でもっとも多く、次いで「必要な機関と迅速に連携してくれること」46.1%、「ちょっとしたことでも相談できること」33.7%となっています。

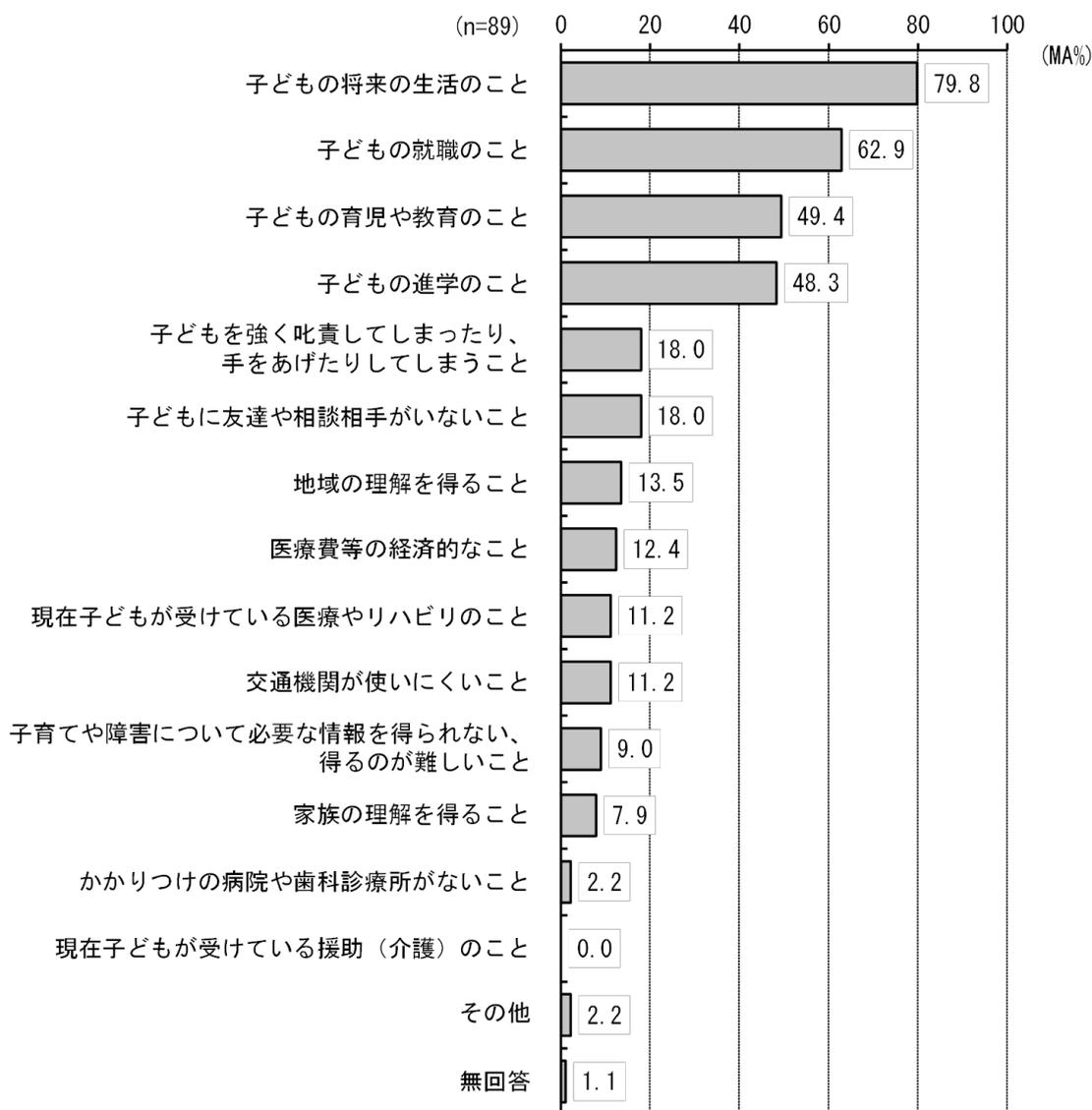
【相談機関に期待すること】



(3-1) 困っていることや不安に思っていることについて (障害児アンケート調査)

現在、子どものことで困っていることや不安に思っていることについては、「子どもの将来のこと」が 79.8%でもっとも多く、次いで「子どもの就職のこと」62.9%、「子どもの育児や教育のこと」49.4%、「子どもの進学のこと」48.3%と続いており、これら4項目に比べて他は少なくなっています。

【困っていることや不安に思っていること】

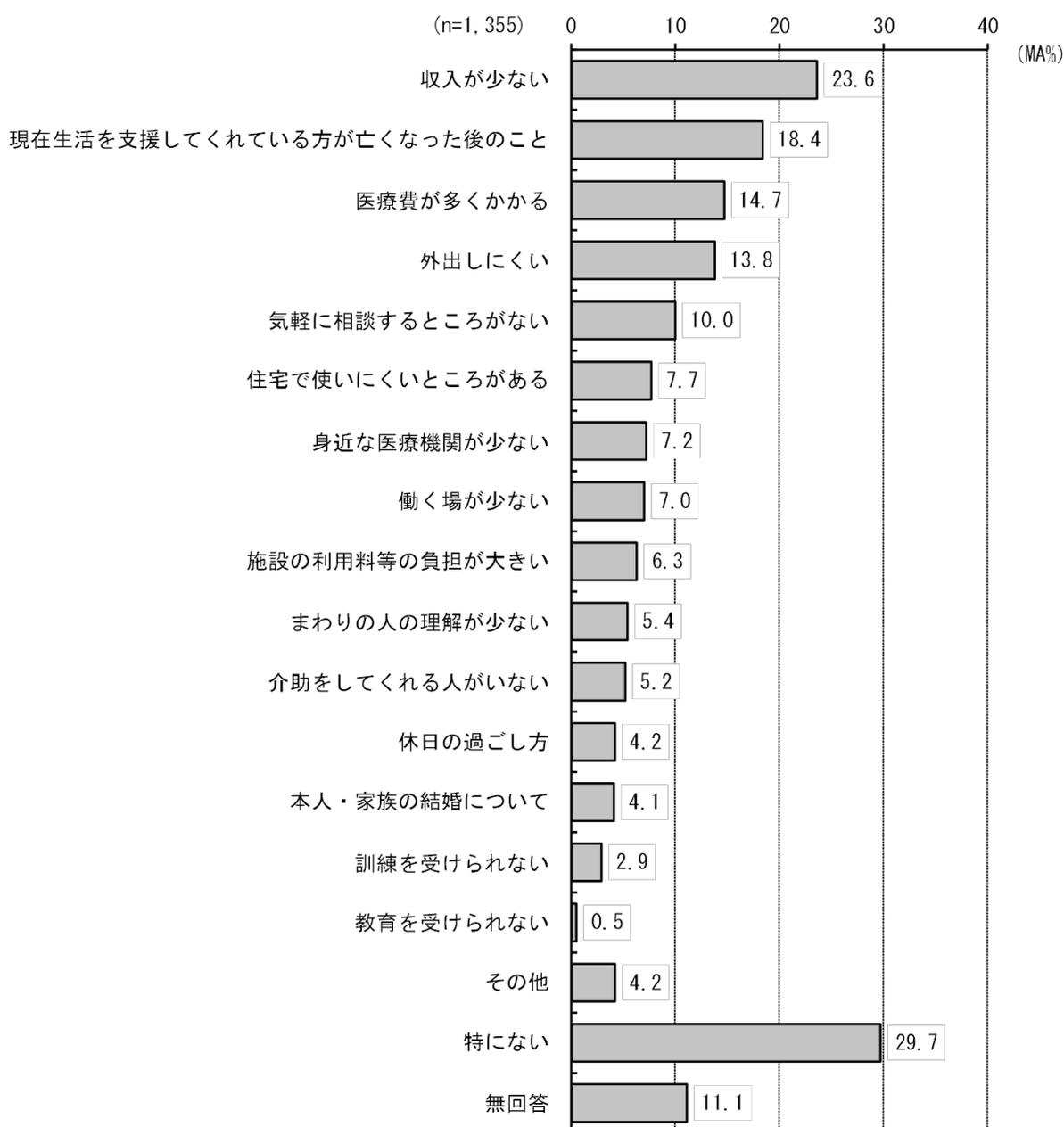


(3-2) 困っていることや不安に思っていることについて（障害者アンケート調査）

現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、「特にない」が29.7%であり、困っていることや不安に思っていることがあると回答したのは59.2%（100%－「特にない」－「無回答」で算出）となっています。

困っている内容では、「収入が少ない」が23.6%でもっとも多く、次いで「現在生活を支援してくれている方が亡くなった後のこと」18.4%、「医療費が多くかかる」14.7%となっています。

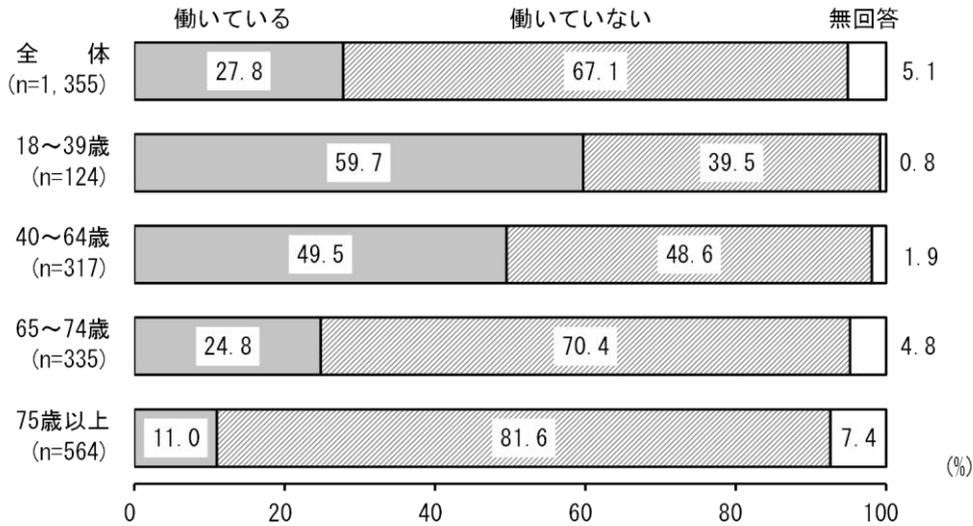
【困っていることや不安に思っていること】



(4) 就労について（障害者アンケート調査）

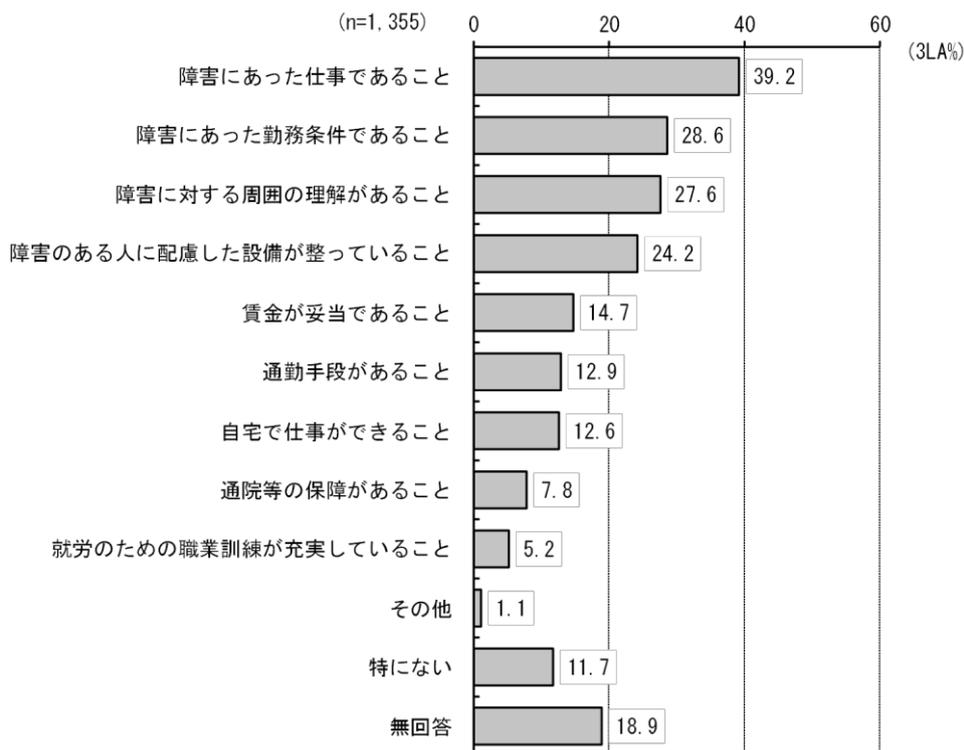
就労の有無については、「働いている」は27.8%と約3割程度となっています。
 年齢別みると、「働いている」は年齢が若いほど割合が高く、“18～39歳”では59.7%、“40～64歳”では49.5%となっています。ただし、“65～74歳”で24.8%、“75歳以上”でも11.0%は就労しています。

【就労の有無（全体・年齢別）】



障害者が働く上で必要なことについては、「障害にあった仕事であること」が39.2%でもっとも多く、次いで「障害にあった勤務条件であること」28.6%、「障害に対する周囲の理解があること」27.6%となっています。

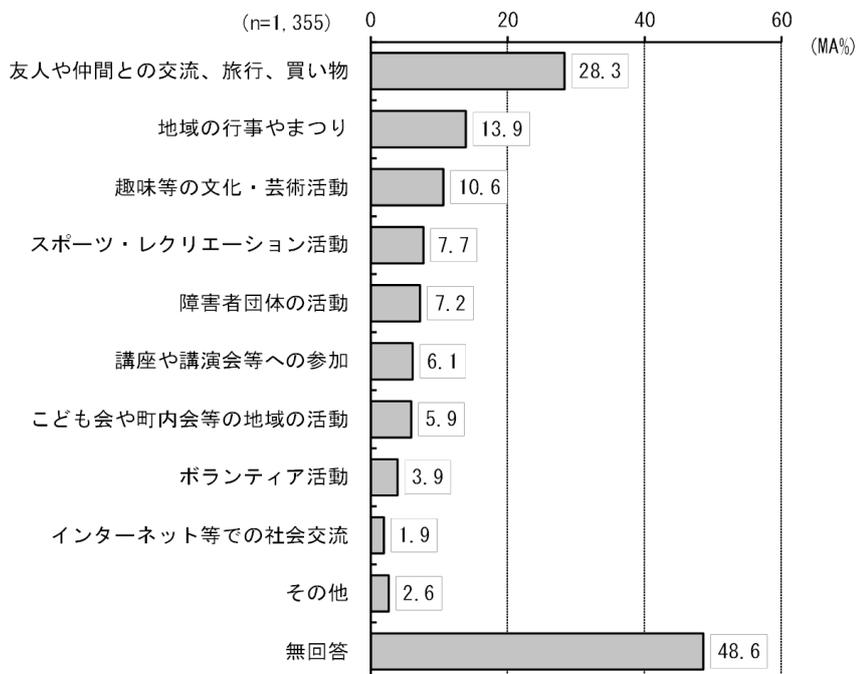
【障害者が働く上で必要なこと】



(5) 社会活動について（障害者アンケート調査）

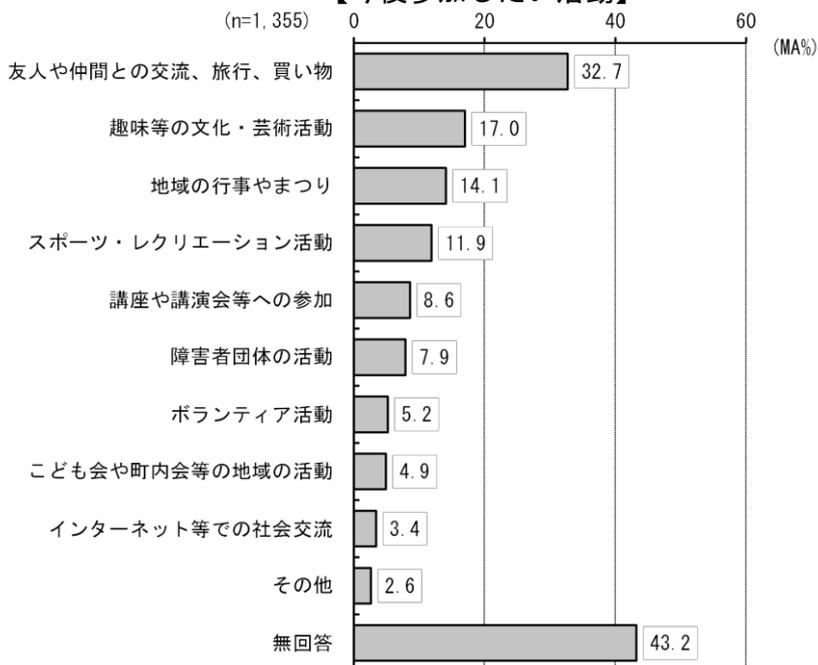
最近半年間に参加した活動については、「友人や仲間との交流、旅行、買い物」が28.3%でもっとも多く、次いで「地域の行事やまつり」13.9%、「趣味等の文化・芸術活動」10.6%となっています。（「無回答」を除く）

【最近半年間に参加した活動】



今後参加したい活動については、「友人や仲間との交流、旅行、買い物」が32.7%でもっとも多く、次いで「趣味等の文化・芸術活動」17.0%、「地域の行事やまつり」14.1%となっており、現状の「友人や仲間との交流、旅行、買い物」に次いで、「地域の行事やまつり」、「趣味等の文化・芸術活動」と比べると2位と3位が入れ替わっています。（「無回答」を除く）

【今後参加したい活動】



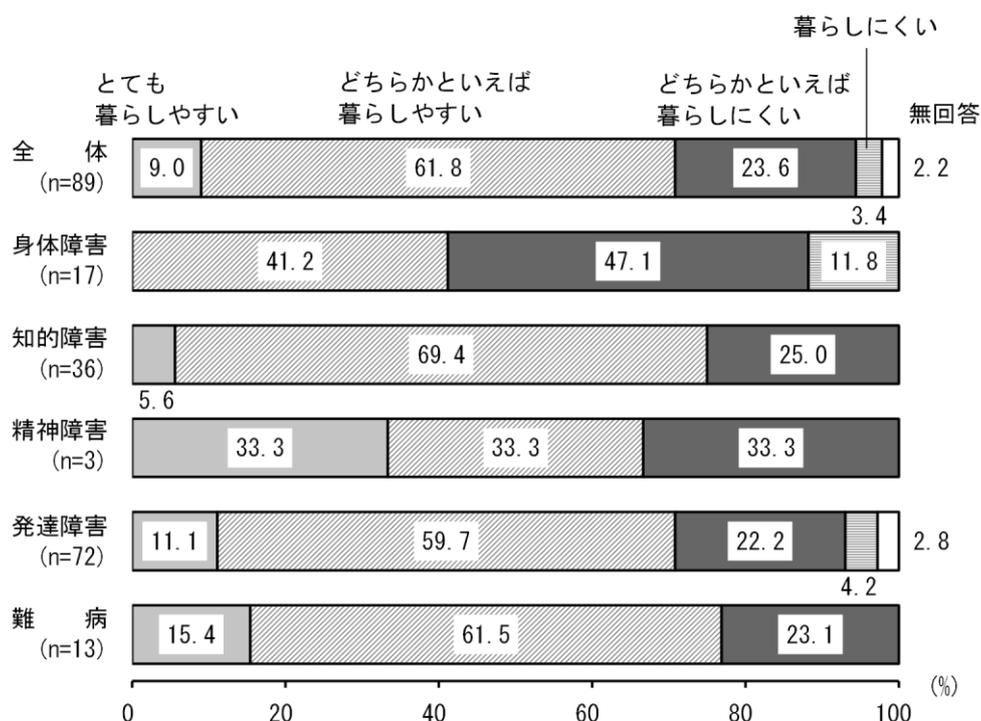
(6-1) 香南市の暮らしやすさについて（障害児アンケート調査）

障害のある子どもと保護者にとって、香南市は暮らしやすいまちだと思うかについては、「どちらかといえば暮らしやすい」が61.8%でもっとも多く、次いで「どちらかといえば暮らしにくい」23.6%となっています。

「とても暮らしやすい」と「どちらかといえば暮らしやすい」を合わせた『暮らしやすい』は70.8%に対して、「どちらかといえば暮らしにくい」と「暮らしにくい」を合わせた『暮らしにくい』は27.0%であり、概ね暮らしやすさの評価は高いといえます。

障害別にみると、“身体障害”で『暮らしにくい』が58.9%と5割を超えており、他の障害に比べて目立って評価が低くなっています。

【香南市の暮らしやすさ（全体・障害別）】



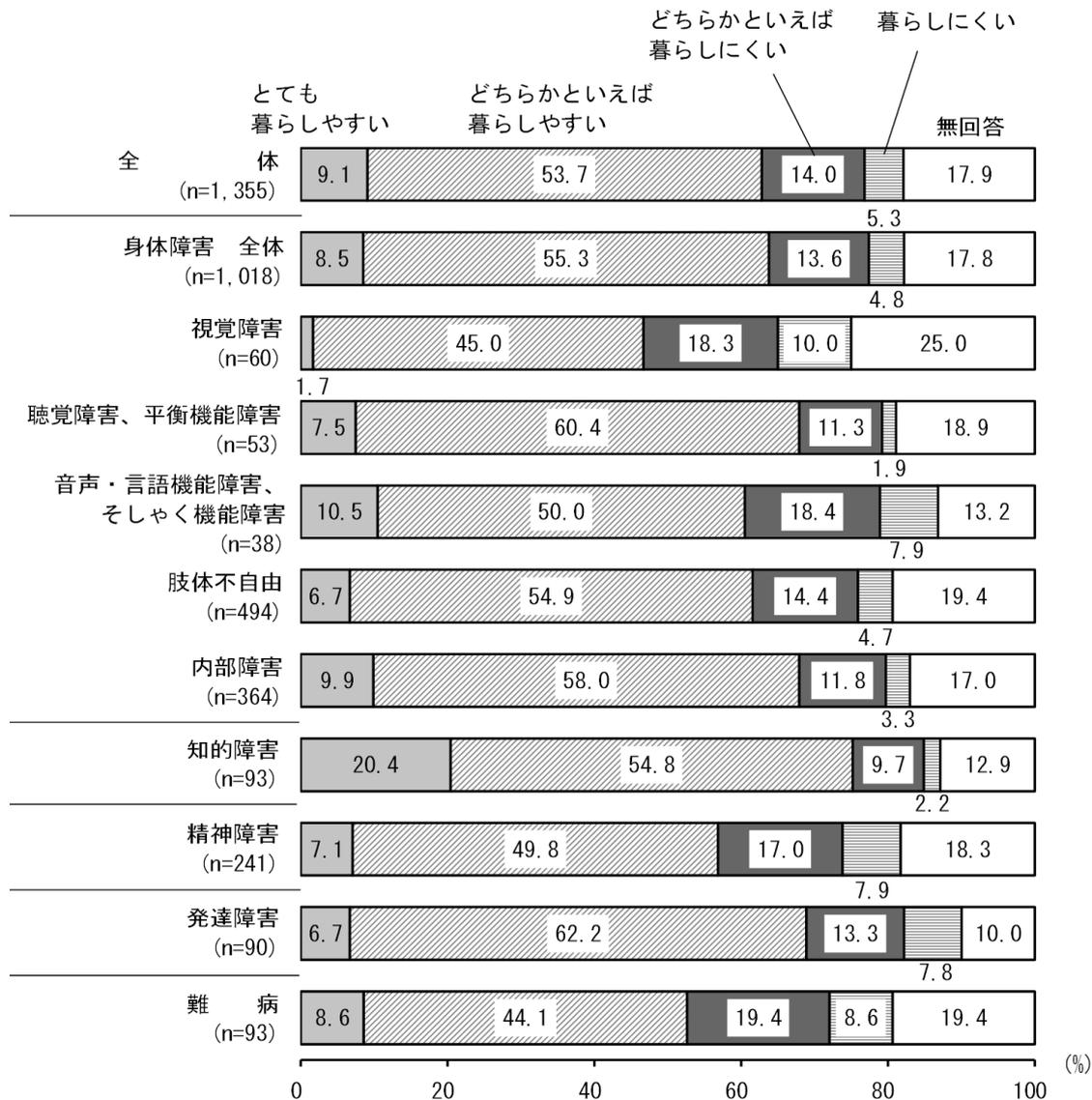
(6-2) 香南市の暮らしやすさについて（障害者アンケート調査）

障害者にとって香南市は暮らしやすいまちだと思うかどうかについては、「どちらかといえば暮らしやすい」が53.7%でもっとも多く、次いで「どちらかといえば暮らしにくい」14.0%となっています。

「とても暮らしやすい」と「どちらかといえば暮らしやすい」を合わせた『暮らしやすい』は62.8%に対して、「どちらかといえば暮らしにくい」と「暮らしにくい」を合わせた『暮らしにくい』は19.3%であり、概ね暮らしやすさの評価は高いといえます。

障害別にみても、障害種別に関わらず『暮らしやすい』が『暮らしにくい』を大きく上回っており、18歳未満調査のように“身体障害”で評価が低いといった傾向はみられません。

【香南市の暮らしやすさ（全体・障害別）】



5 計画策定委員会名簿

関係機関等	機関名	委員名	
委託相談支援事業所	地域活動支援センター あけぼの	管理者	住友 芳美
障害福祉サービス 提供事業所	香南くろしお園	園長	濱田 明
	風車の丘あけぼの	施設長	野村みちよ
	のぞみの家	施設長	井上 貢
障害者団体等関係者	香南市身体障害者連盟	副会長	林 道夫
	香南市手をつなぐ育成会	会長	住江 直子
保健、福祉及び 医療関係等	香南市社会福祉協議会	会長	小松 健一
県及び市行政関係部署等	高知県中央東福祉保健所	所長	田上 豊資
	香南市健康対策課	課長	島村 千春
	香南市高齢者介護課 (地域包括支援センター)	課長	宮崎 結城
	香南市教育委員会	教育次長	田内 基久
その他福祉事務所が 必要と認める機関	香南市民生委員児童委員 協議会連合会	会長	三浦 啓司

6 計画策定経過

■策定委員会

実施時期	内容
平成 29 年 6 月 30 日	第 1 回 策定委員会
平成 29 年 11 月 28 日	第 2 回 策定委員会
平成 30 年 2 月 21 日	第 3 回 策定委員会

■自立支援協議会

実施時期	内容
平成 29 年 4 月 26 日	第 1 回 連絡会
平成 29 年 9 月 20 日	第 2 回 連絡会
平成 29 年 12 月 15 日	第 3 回 連絡会
平成 29 年 5 月 30 日	第 1 回 全体会
平成 30 年 1 月 30 日	第 2 回 全体会

■パブリックコメント

意見公募期間	計画案配布場所
平成 30 年 2 月 1 日～ 平成 30 年 2 月 14 日	本庁市民室、各支所、福祉事務所 市ホームページ

香南市第5期障害福祉計画

発行 平成30年3月

発行者 香南市福祉事務所

〒781-5232 高知県香南市野市町西野 534-1

TEL (0887)57-8509

FAX (0887)56-1148

E-mail fukushi@city.kochi-konan.lg.jp